

阿見町第4次男女共同参画プラン (案)

令和4年3月

阿 見 町

は じ め に

令和4年3月

阿見町長



男だから、女だから

ではなく

年寄りだから、子どもだから

ではなく

新しく引っ越してきた人だから

ではなく

あの人だからと考えて、私だからと思って

一步を踏み出したいと思う

人が人であるように、町民が町民であるように、私は私でありたいと思う

深呼吸して、まっすぐ前を向いて、大きく一步踏み出したいと思います

幸せの舞台はもちろん「わが町 阿見」

阿見町男女共同参画宣言文

わたしたち あみまち かすみがうらこはん あ
私達のまち阿見町は、霞ヶ浦湖畔に在り、

みず みどり ゆた しぜん うつく けいかん つつ
水と緑の豊かな自然と、美しい景観に包まれ

れきし ふか きざ いのち とうと へいわ おも
歴史に深く刻まれた命の尊さ、平和への思いを

はぐく
育んできました

しぜん ひと お れきしかおる
この自然と人が織りなす歴史薫まちを、

しあわ あみまち
「幸せのまち、阿見町」にするために、

ひとり そんちよう あ とも せきにん わ あ
一人ひとりが尊重し合い、共に責任を分かち合い、

おとこ おんな お わか
男も女も老いも若きも

かがや じつげん む
みんなが輝くまちづくりの実現に向け、

だんじょきょうどうさんかく と し せんげん
「男女共同参画都市」をここに宣言します

The declaration of Gender-equal society of Ami-Town

Ami is located on the south coast of Kasumigaura Lake surrounded by the natural beauty of this region.

Our town has a long history of respect for the sanctity of life and support for a peaceful society.

To further our objective of being known as a happy place to live, we (the citizens of Ami Town) commit to making our town even more gender equal with men, women and children of all ages sharing in responsibilities and showing mutual respect for each other.

阿見町男女共同参画推進歌

やさしい町で

石井 早苗 作詞
西川 幸子 作曲

Andantino



やさしいかぜが ふきました
みどりのきざが ささやいた
あかるいひかりが さし いる いま このまちに



いまこのまちから ひとが ひとを おもい やり かが
あなた のことを たいせ つに わた
わたし がわたしで いる よ うに あな



や きいきでいけ る よ に
し のことをたい せ つ に た が い に み と め
た があなただ い る よ に



ささえあ い くら し ていこ う この まちで



こ の ま ち で

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景（世界・国・県）	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間.....	3

第2章 阿見町における男女共同参画の現状と課題

1 本町を取り巻く現状.....	7
2 男女共同参画に関する意識調査からみる現状	13
3 男女共同参画に関する小・中生意識調査からみる現状	25
4 阿見町第3次男女共同参画プランの成果.....	29
5 阿見町第4次男女共同参画プランに向けた課題	30

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	35
2 基本目標と施策の方向性	36
3 計画の体系図	38

第4章 施策の展開

基本目標1 多様性のある社会への意識づくり	41
基本目標2 誰もがいきいきと活躍する社会の実現	45
基本目標3 生涯を通して、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり.....	50

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	57
2 進行管理	57
3 目標値の設定.....	58

資料編

1	阿見町男女共同参画社会推進会議委員名簿	61
2	阿見町第 4 次男女共同参画プラン 用語解説	62
3	男女共同参画関連法等	66

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、阿見町男女共同参画社会基本条例（平成22年4月1日施行）の基本理念のもと、「阿見町男女共同参画プラン」を策定し、以降二度にわたりプランを策定し、女性活躍推進と働き方改革、女性に対するあらゆる暴力の根絶等を強調した視点として施策を推進してきました。

また、国では、令和3年度（2021年度）からの第5次男女共同参画基本計画の推進にあたり、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、一人ひとりの尊重、能力発揮、意思決定への参画」を、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」を課題に掲げ、施策に取り組むこととしています。

これまでの取組により、町民意識は徐々に変化し、性別による固定的な役割分担の考え方にとられない人の割合や、女性もずっと仕事を続ける方がよいと考える人の割合が上昇するなど、成果が出てきています。一方で、男女の役割分担についての社会通念や慣習・しきたりについては、長年にわたり人々のなかに形成された根強い固定的な性別役割分担意識や、自身の経験や価値観からの無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しているなど、女性も男性も問題意識を持ちながらも、具体的な行動変容に至っていないことなどの課題もあります。

このような状況を踏まえ、社会状況の変化等に対応しながら、男女共同参画社会実現に向けた取組をさらに強化・発展させていくため、施策等を再整理し、「阿見町第4次男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 計画策定の背景（世界・国・県）

（1）世界の動き

平成7年（1995年）到北京において「第4回世界女性会議（北京会議）」が開催され、女性の地位向上のために世界各国が取り組むべき課題と具体策を示した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

15年後の平成22年（2010年）3月には、「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、国連機能強化におけるジェンダー機関の統合などの決議が採択されました。

これを受けて、平成23年（2011年）1月には国連の四つの機関を統合・強化する形で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」が活動を開始しました。

平成27年（2015年）には、「第4回世界女性会議（北京会議）」から20年目を迎え、これまでの実施状況及び評価等を実施して、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」などが採択されました。

そして同年、国連では、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に「誰一人取り残さない」をスローガンとする持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、ゴール5に「ジェンダー平等の実現」が設定されるとともに、全てのゴールの達成において、「ジェンダーの視点の主流化が不可欠」であることが示されました。

（２）国の動き

国は、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画として平成22年（2010年）に「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、計画は5年ごとに見直しが行われており、令和2年（2020年）12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。計画のもとにおいては、平成19年（2007年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたほか、「育児・介護休業法」の度重なる改正のもとに、育児や介護を担う労働者の仕事と家庭の両立支援が拡充されてきました。

さらに、平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成30年（2018年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、各分野における女性の活躍推進が図られています。

また、女性に対する暴力の根絶に向けて制定された、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年（2000年））や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」（平成13年（2001年））についても、その後の社会の要請に応じて、支援すべき対象や内容を拡充するなど、法改正が重ねられています。

（３）茨城県の動き

茨城県では、平成13年（2001年）4月に、男女共同参画社会の実現に向けて、県や県民、事業者等が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を施行しました。

平成14年（2002年）3月に、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していく法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」を策定し、その後、平成18年（2006年）に具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」に改訂されました。

さらに令和3年（2021年）には、社会情勢の変化や様々な課題に対応するため、「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定しました。

3 計画の位置づけ

- (1) 「阿見町男女共同参画社会基本条例」の基本理念に基づき、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するための基本的な計画です。
- (2) 国の「第5次男女共同参画基本計画」、「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」及び「阿見町第6次総合計画」との整合性を図ります。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」（女性活躍推進計画）として一体的に策定します。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」（DV対策基本計画）として一体的に策定します。
- (5) 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえ、ジェンダー平等を基調とした男女共同参画社会の実現を目指して策定します。



出典：国連広報センター

4 計画の期間

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。



みんなで目指す！SDGs × ジェンダー平等

SDGs ってなに??

SDGs（Sustainable Development Goals：持続的可能な開発目標）とは、世界で広がる貧困・格差・地球の危機を克服し「持続的な社会・経済・環境」を目指す、世界共通の目標です。

平成 27 年（2015 年）に国連で開催された「持続可能な開発サミット」で日本でも賛同し、国連加盟国 193 カ国の全会一致で採択されました。令和 12 年（2030 年）を達成期限とし、17 のゴールと 169 のターゲットにすべての国が取り組むことを約束しています。

ジェンダー平等ってなに??

性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めていくことを意味しています。男性と女性は身体づくりは違っても平等です。

SDGs の中でもジェンダー平等はとても重要なテーマ！

『すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメントを達成することを目指す』

ジェンダー平等の実現は、SDGs 全体の目的です。女性と男性が平等に恩恵を受けるためには、どうすれば良いかを必ず考慮しなければなりません。



ゴール 5 ジェンダー平等を実現しよう

性別による差別を無くし、すべての女性と男性が対等に権利・機会・責任を分かち合える社会を作ること、女性が自分のことを自分で決めながら生きる力をつけられるようにすることを目標としています。

出典：内閣府男女共同参画局

第 2 章

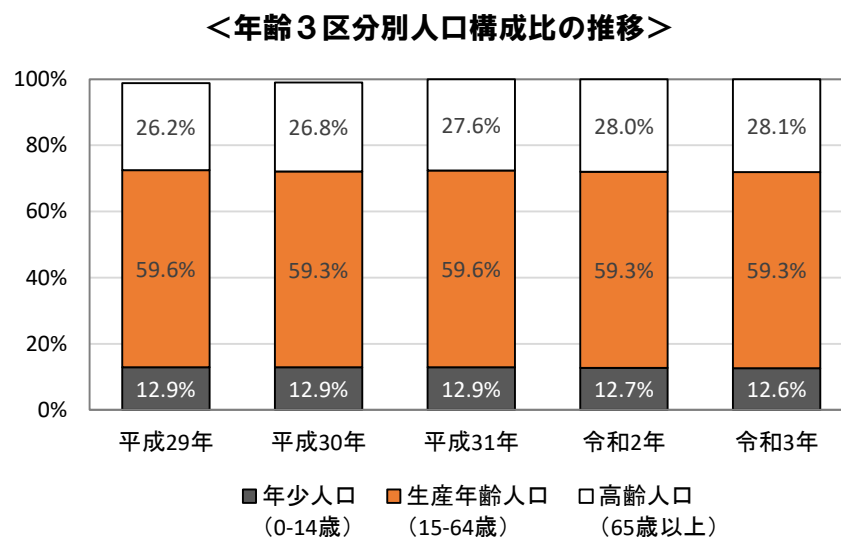
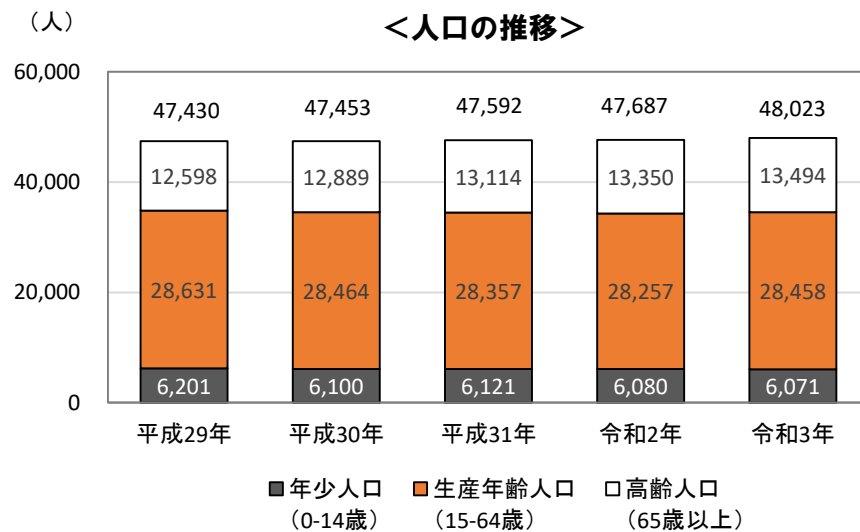
阿見町における男女共同参画の現状と課題

第2章 阿見町における男女共同参画の現状と課題

1 本町を取り巻く現状

(1) 人口の推移

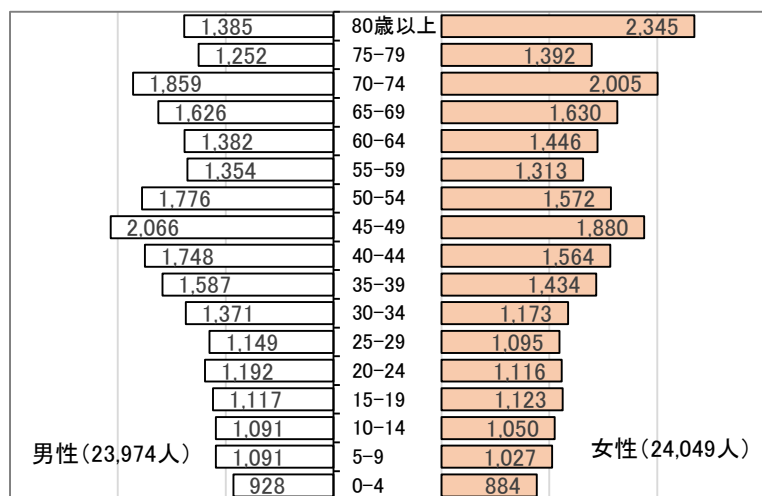
本町の総人口をみると、令和3年4月1日現在は48,023人となっています。また、年齢3区分別人口構成比の推移をみると、高齢人口の割合がやや増加する一方で、年少人口、生産年齢人口の割合はほぼ横ばいで推移しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

人口ピラミッドによると、男性では45～49歳、女性では80歳以上の人口が最も多くなっています。世代別にみると、60歳代以上から女性の割合が男性の割合を上回っています。

<人口ピラミッド>



単位(人)

<年齢別人口における男女比>

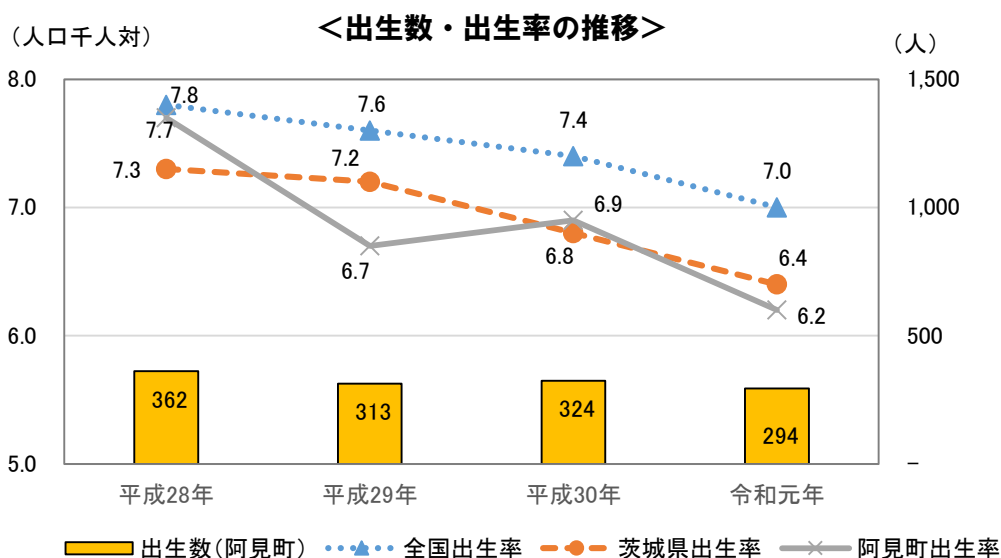
80歳以上	37.1%	62.9%
70-79歳	47.8%	52.2%
60-69歳	49.4%	50.6%
50-59歳	52.0%	48.0%
40-49歳	52.5%	47.5%
30-39歳	53.2%	46.8%
20-29歳	51.4%	48.6%
10-19歳	50.4%	49.6%
10歳未満	51.4%	48.6%

□男性 □女性

資料：住民基本台帳（令和3年4月1日現在）

（2）出生数と出生率の状況

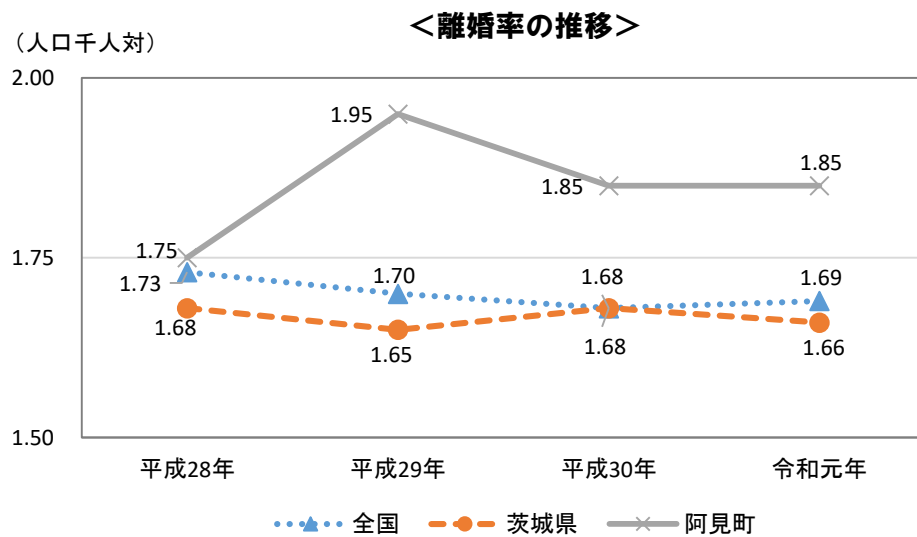
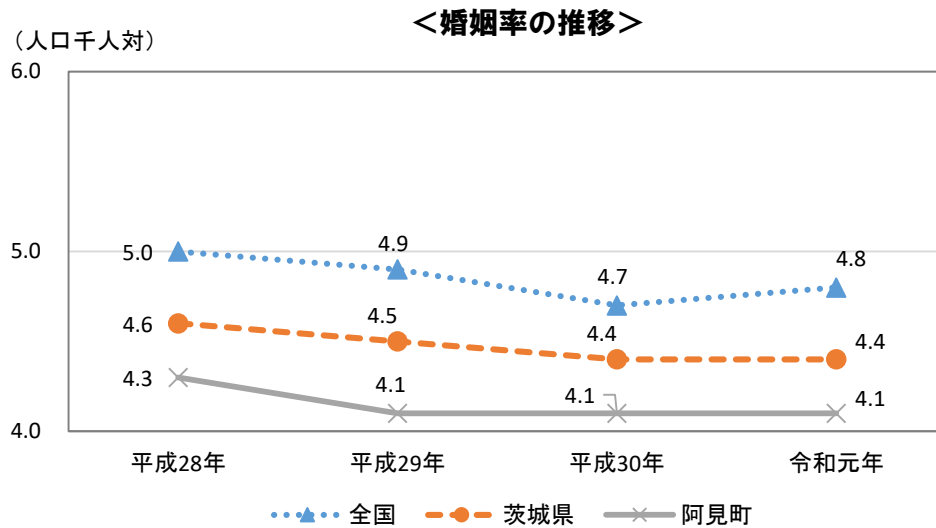
本町の出生数、出生率については、平成28年から令和元年にかけて、減少しています。



資料：茨城県人口動態統計

(3) 婚姻率・離婚率の推移

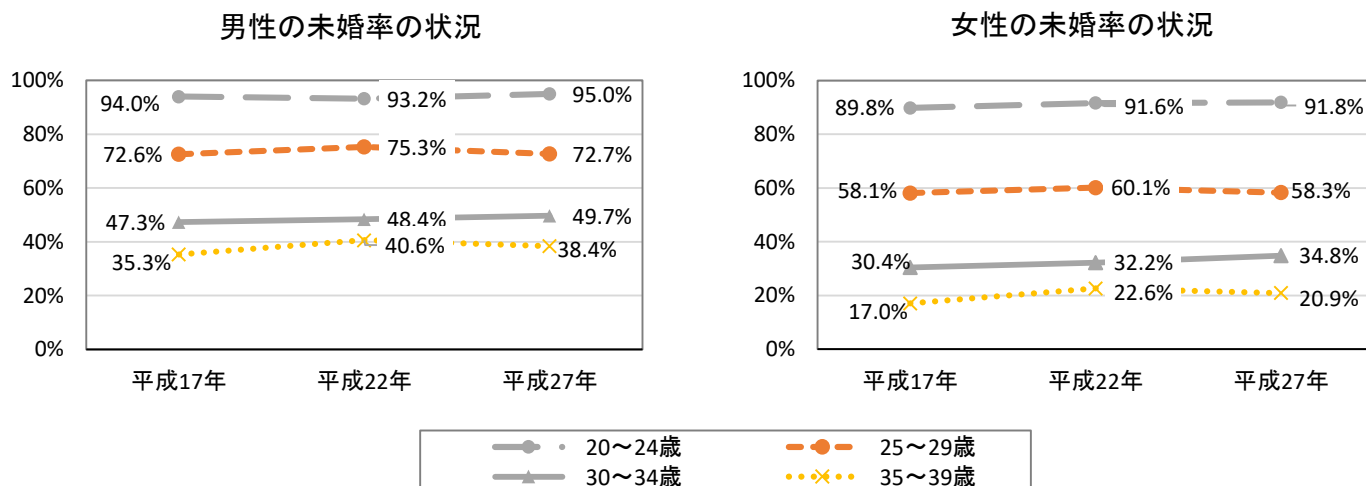
本町の婚姻率は、令和元年には4.1で、全国や茨城県を下回っています。また、離婚率は1.85で、全国や茨城県を上回っています。



資料：茨城県人口動態統計

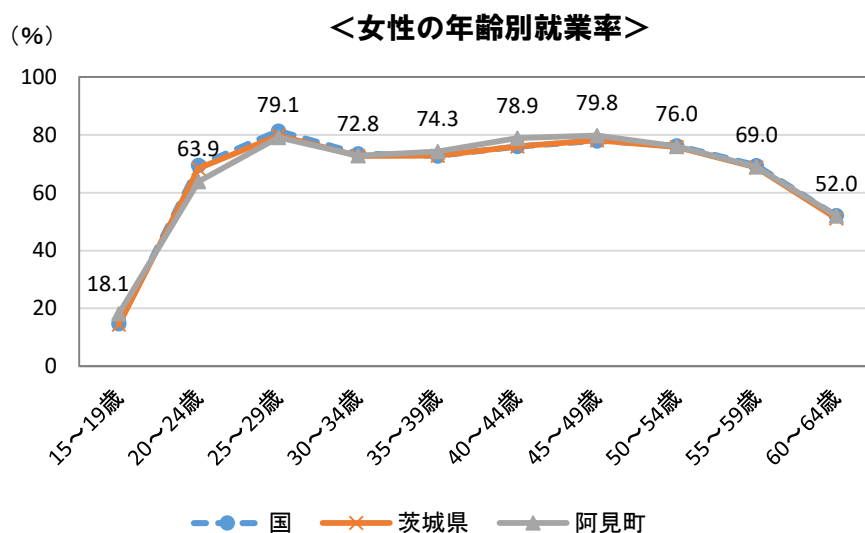
（４）未婚率の状況

本町の未婚率は、女性より男性がやや高い傾向があり、平成17年と平成27年を比較すると、全体的に上昇しています。



（５）就業の状況

本町の女性の年齢別就業率は、30歳代を底とするM字カーブを描いており、15～19歳、35～49歳で国や県より高い一方、20～24歳では国や県より低くなっています。



（６）方針決定の参画の状況

本町における審議会等への女性の参画状況をみると、令和２年では55の審議会のうち49の審議会に女性が登用され、女性委員数は総数716人のうち238人で、女性比率は33.2%となっています。

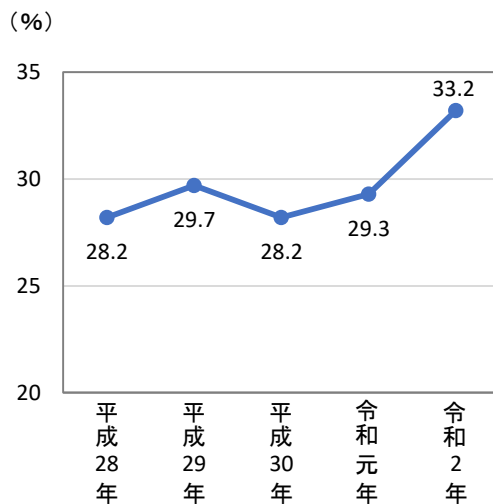
また、町管理職に占める女性比率は、令和２年では16.3%となっており、全国平均16.1%よりわずかに上回っています。

＜本町における女性の参画状況 各年4月1日現在＞

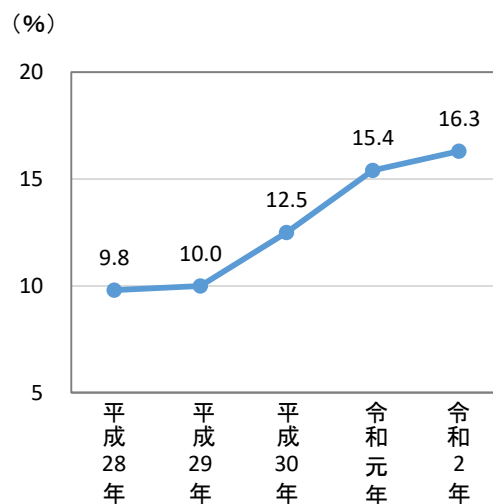
	審議会等に 占める女性比率	議会議員に 占める女性比率	町管理職に 占める女性比率	自治会長（区長）に 占める女性比率
平成28年	28.2%	11.1%	9.8%	1.5%
平成29年	29.7%	11.1%	10.0%	1.5%
平成30年	28.2%	11.1%	12.5%	1.5%
令和元年	29.3%	11.1%	15.4%	1.5%
令和2年	33.2%	11.1%	16.3%	1.5%

資料：町民活動課

＜審議会等に占める女性比率＞

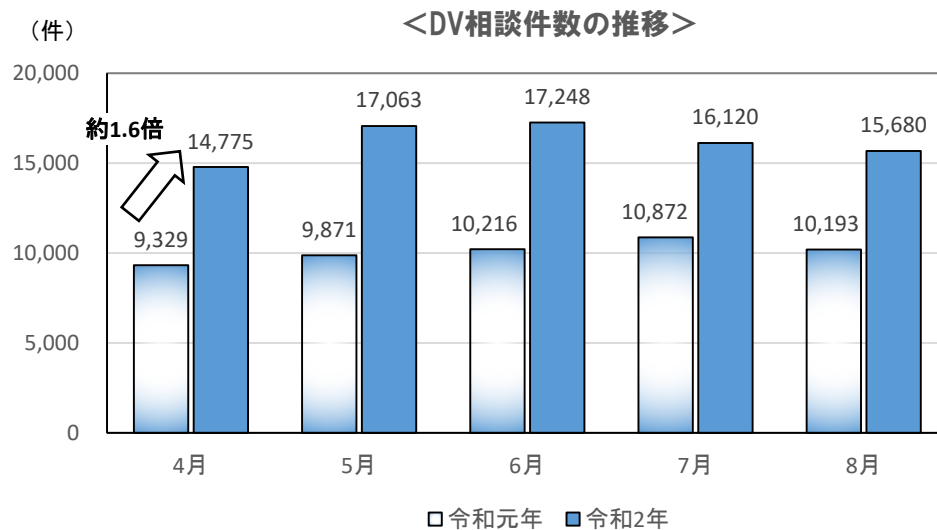
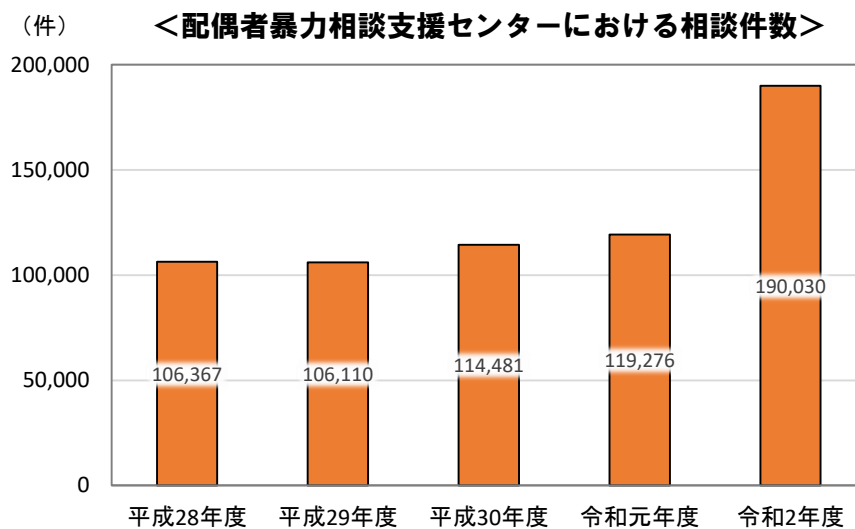


＜町職員の女性管理職（課長相当職以上）の割合＞



（7）女性相談及び配偶者等からの暴力の状況

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、令和元年度 119,276 件で増加傾向にあります。特に令和元年4月と令和2年4月のDV相談件数を比較すると、約1.6倍になっています。



資料：内閣府



2 男女共同参画に関する意識調査からみる現状

1 調査の目的

この調査は、令和4年度に策定する「阿見町第4次男女共同参画プラン」の基礎調査として町民の男女共同参画に関わる生活の実態や意識などを把握し、町の男女共同参画関連施策に反映させることを目的とする。

2 調査の方法及び対象者

- 町内在住の20歳以上の方2,000人を無作為に抽出。
- 郵送による配布、回収。（令和2年12月18日～令和3年1月31日）

3 調査の回収状況

配布数	回収数	回収率
2,000人	926人	46.3%

4 分析・表示について

- 回答の比率（％）は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
- 複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、算出しています。このため、すべての比率を合計すると100%を超えることがあります。
- グラフ中の「n＝〇〇」という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があるため、単純集計の結果と合致しない場合があります。

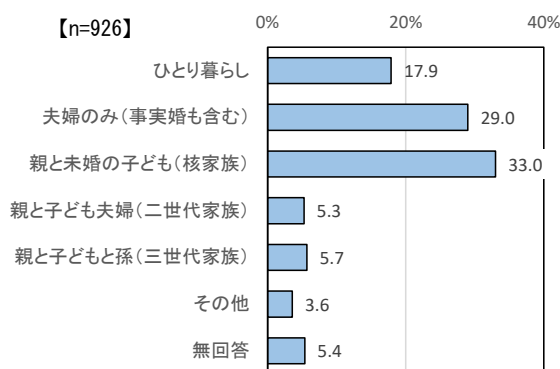
5 調査結果

(1) アンケート回答者について

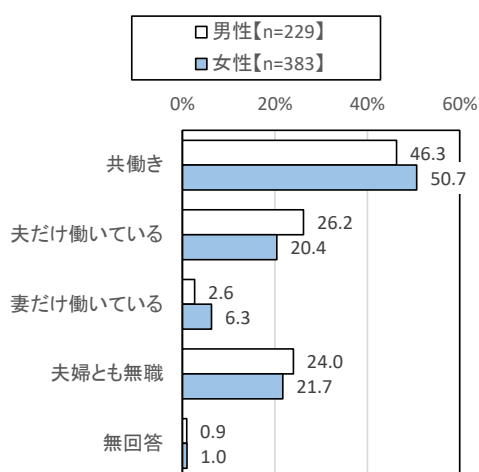
アンケート調査の回答者の状況については、「親と未婚の子ども（核家族）」が全体の約3割と最も多く、就労形態では「共働き」が5割と最も多くなっています。

また、職業を男女別でみると、男性は「常勤の勤め人（一般）」が最も多く、女性の2倍となっています。女性では、「パート・臨時の勤め人」が最も多くなっています。

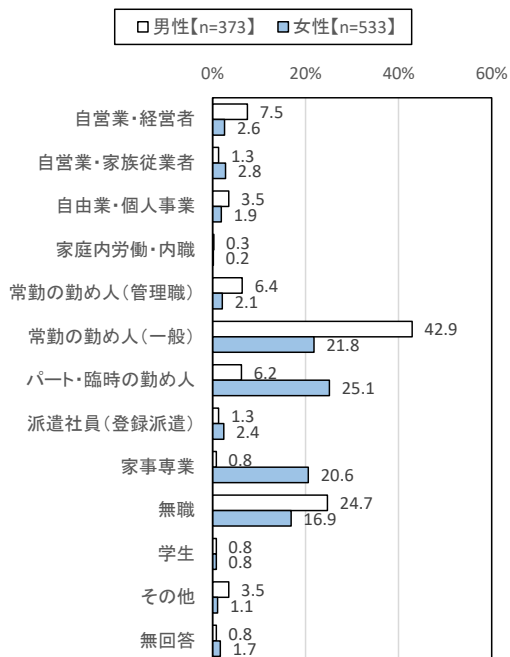
<世帯構成について>



<就労形態について>



<職業について>

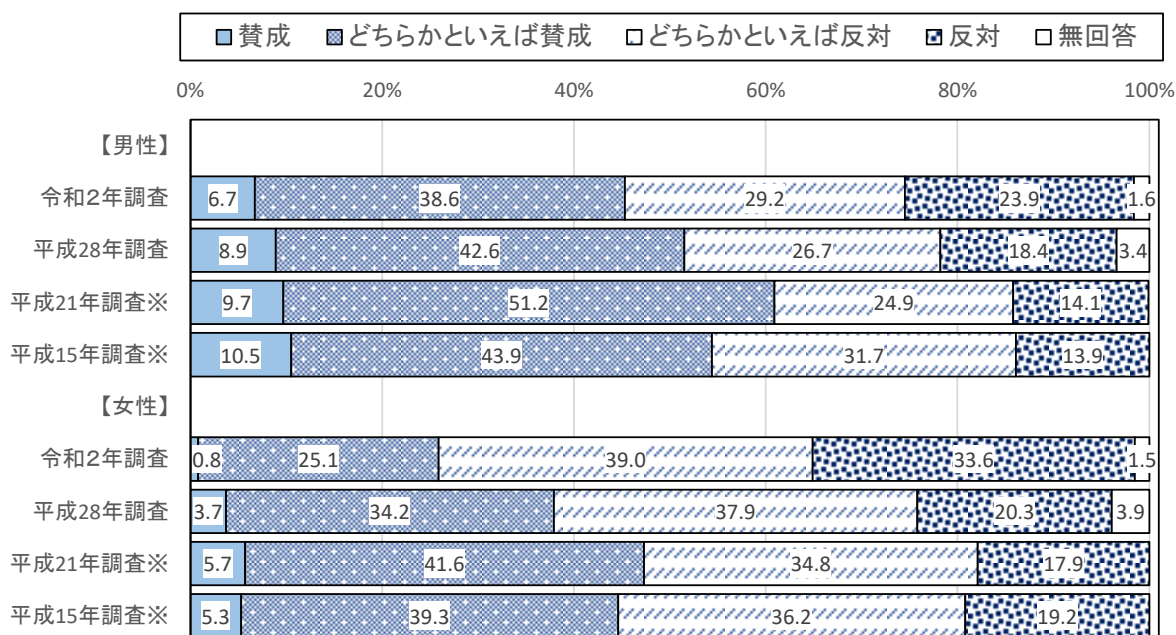


（２）男女共同参画社会に関する意識について

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、「反対」、「どちらかといえば反対」を合わせた回答は、女性が72.6%であるのに対し男性は53.1%と少なくなっています。

経年でみると、男女ともに「賛成」、「どちらかといえば賛成」の回答割合が減少していますが、男女間での差が大きく、依然として男女間の意識の違いがみられます。

<「男は仕事、女は家庭」という考え方について>



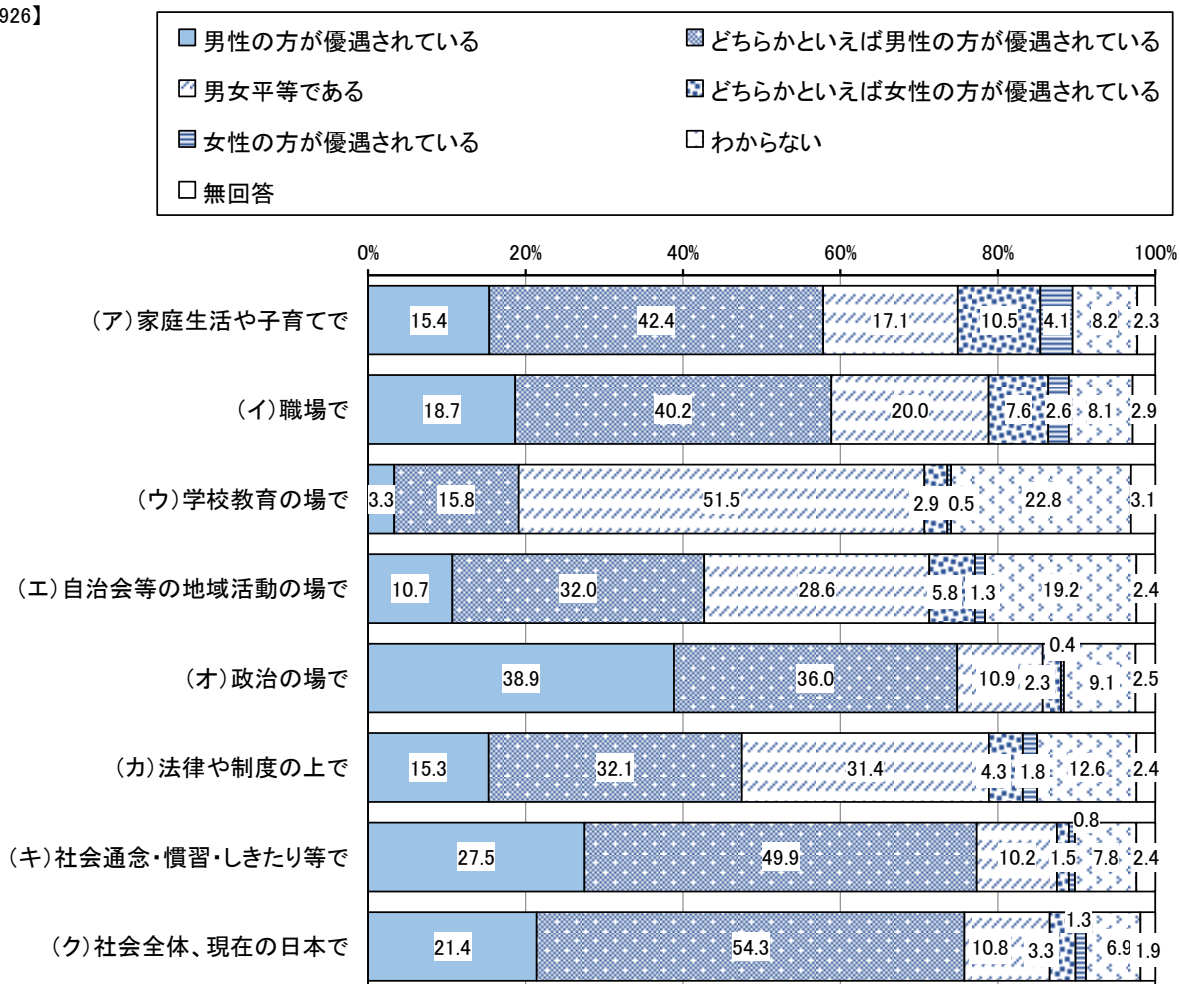
※平成21年、平成15年調査は無回答を含んでいません。

男女の地位の平等感について、「平等である」割合は、「(ウ)学校教育の場で」が最も多く、次いで「(力)法律や制度の上で」がやや多くなっていますが、その他の分野においては依然として男性が優遇されていると回答した人の割合が多くなっています。

また、男女別集計の結果では、男性と女性とで、各分野における地位の不平等感に大きな違いが見られました。家庭・学校・社会などあらゆる場において、「男だから」「女だから」という社会的・文化的に形成された性別による固定化されたものにとらわれない意識の浸透を図っていくことが必要となっています。

<男女の平等感について>

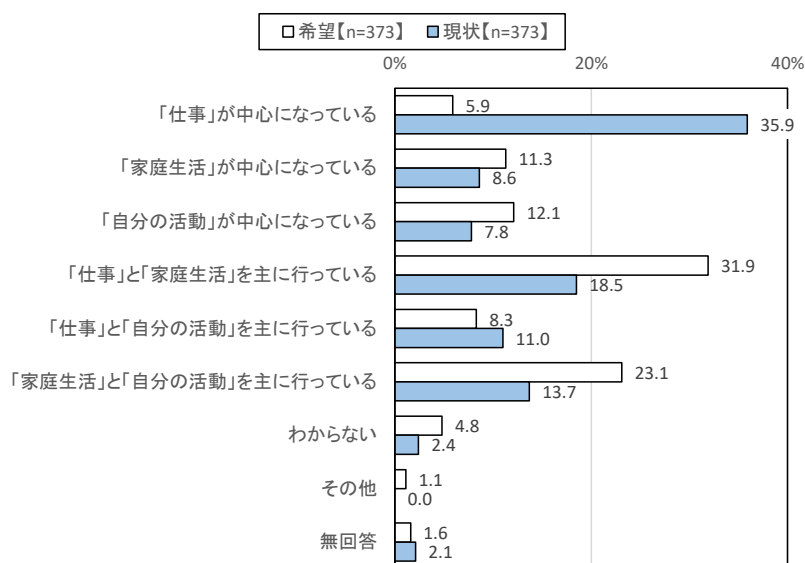
【n=926】



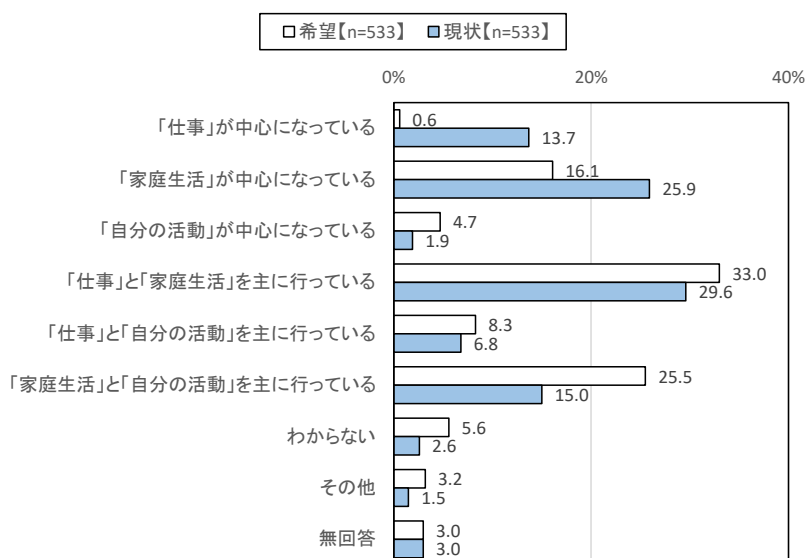
（３）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

人生（生活）の「仕事」、「家庭生活」、「自分の活動」の優先度については、特に男性において現状と希望で大きな差がありました。「仕事」と「家庭生活」を優先させたいという理想を持ちつつも、現実には困難であることがうかがえます。

<人生（生活）での優先度（男性）>



<人生（生活）での優先度（女性）>



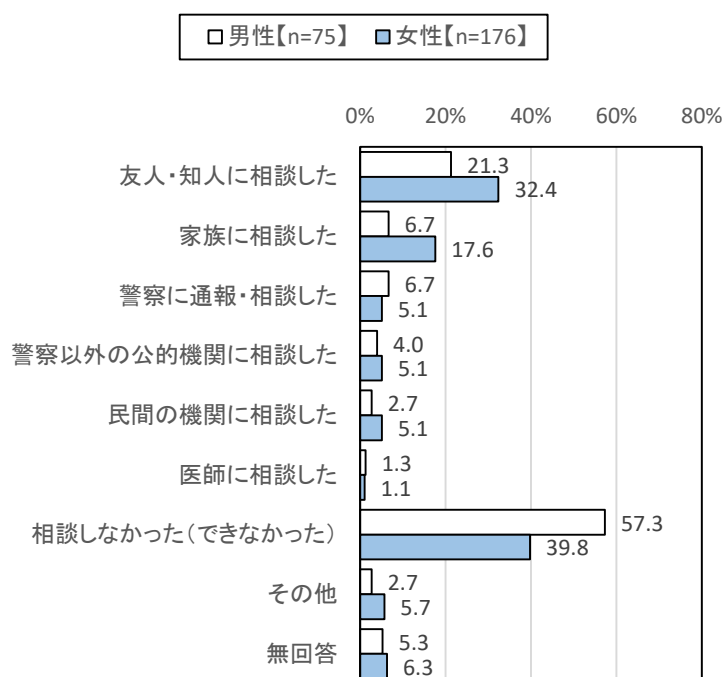
(4) ドメスティック・バイオレンスについて

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）の経験者のうち、女性の4割、男性の6割が「相談しなかった（できなかった）」と回答しています。

DVの相談先・相手は、男女ともに「友人・知人に相談した」、「家族に相談した」、「警察に通報・相談した」が多くなっています。

「DV防止法」においては、暴力の防止及び被害者の保護に関する実施体制などを整備することが求められています。このようなことも踏まえ、暴力のない環境づくりを進めるとともに、暴力を受けた人の相談窓口などに関する情報提供の充実も必要となっています。

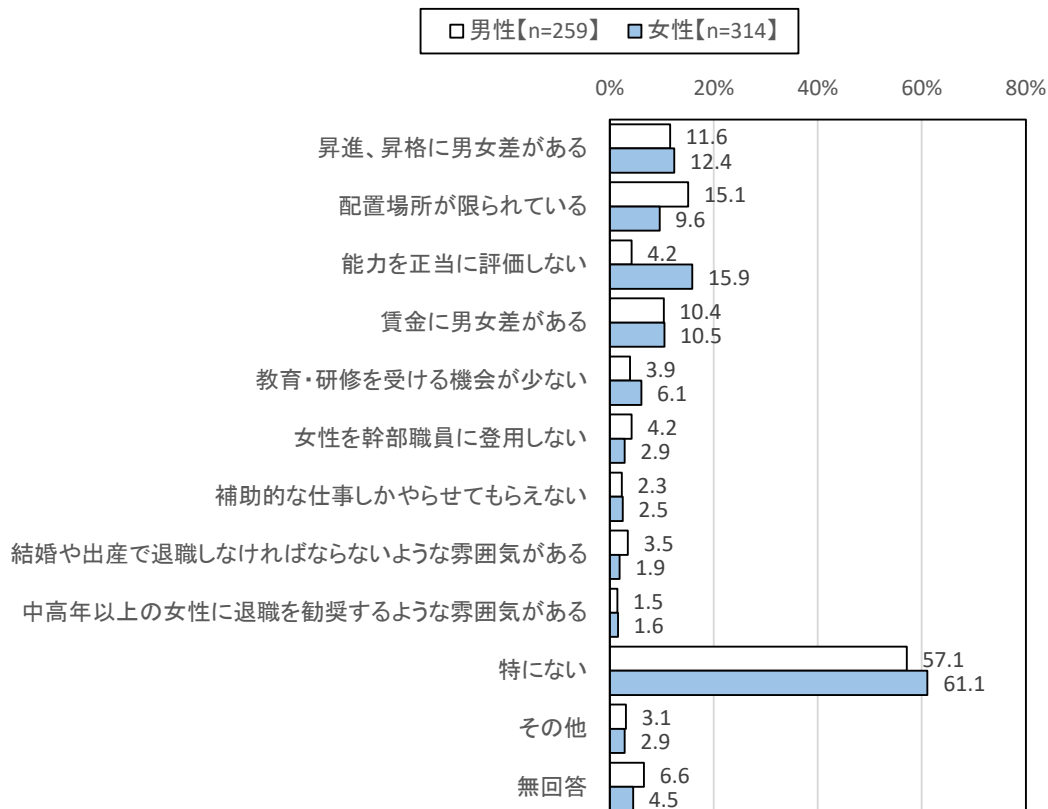
<DVを受けた場合の相談相手>



（５）男女の就業について

女性の仕事の内容や待遇について、男女別でみると、男性は「配置場所が限られている」の回答が多く、また、女性では、「能力を正當に評価しない」の回答が多い結果でした。特に「能力を正當に評価しない」と回答した割合は男女間に大きな差がみられました。

＜女性の仕事の内容や待遇＞

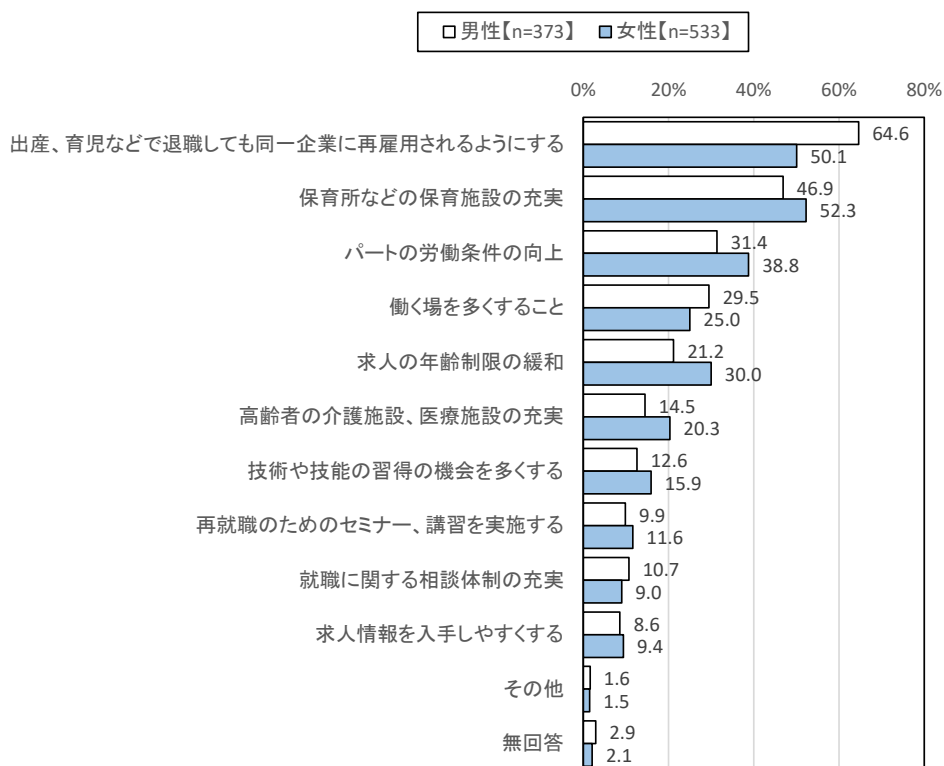


女性の再就職と家庭等の両立支援や対策で望まれることについて、「出産、育児などで退職しても同一企業に再雇用されるようにする」が55.7%と最も多く、次いで、「保育所などの保育施設の充実」が49.9%、「パートの労働条件の向上」が35.2%となっています。

また、男女別でみると、「出産、育児などで退職しても同一企業に再雇用されるようにする」は男性が女性を上回っており、「保育所などの保育施設の充実」、「パートの労働条件の向上」は女性が男性を上回っています。

女性が再就職と家庭等の両立する環境をつくるためには、出産、育児後も安心して子どもを預けて、仕事に復帰できる制度・支援体制が必要です。

＜女性の再就職と家庭等の両立支援や対策で望まれること＞

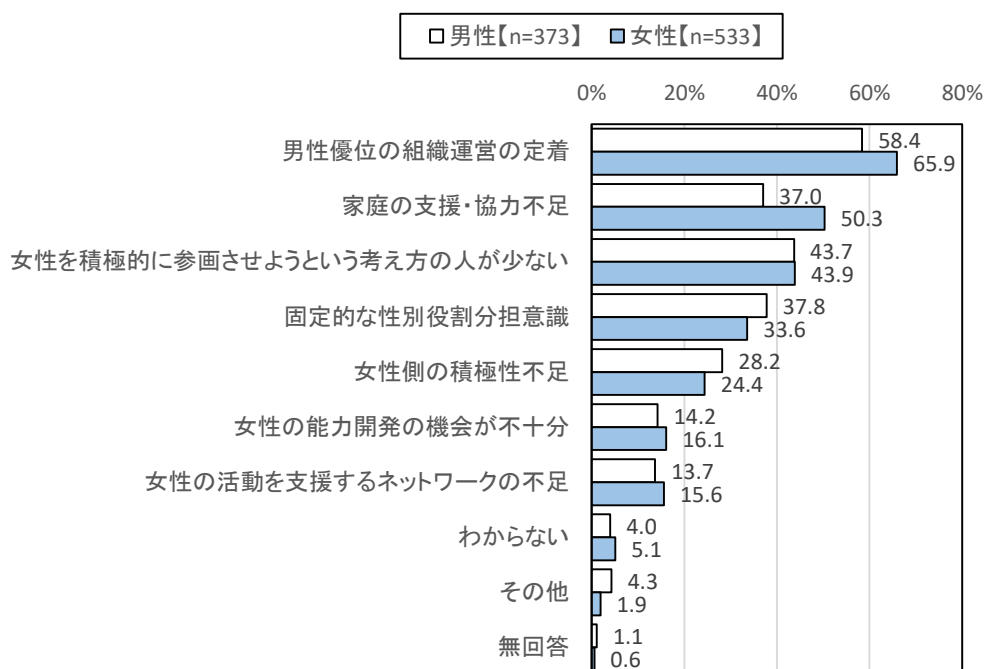


(6) 社会参画について

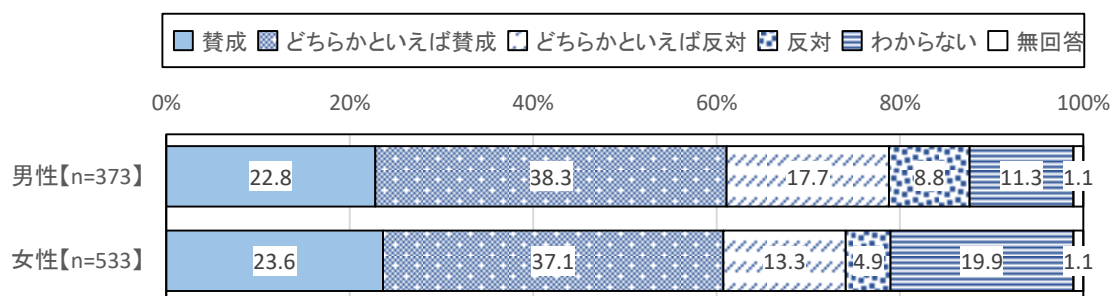
女性の参画が少ない理由について、「男性優位の組織運営の定着」、「家庭の支援・協力不足」、「女性を積極的に参画させようという考え方が少ない」等の回答が多くなっています。女性が各分野で活躍するためには、性別による固定化した役割意識を払しょくさせるとともに、周囲の理解や意識の変化を促し、家庭内における家事や育児の分担が積極的に行われるように、支援をしていく必要があります。

また、男女の不平等を是正するため、女性があまり進出していない分野で、一時的に女性の優先枠を設けるなどして、男女の実質的な機会の均等を確保すること（ポジティブ・アクション）について、「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合わせた回答は、男女とも60%に達しています。

<行政や企業、審議会などの政策・方針決定過程への女性参画が少ない理由について>



<ポジティブ・アクションの賛否>

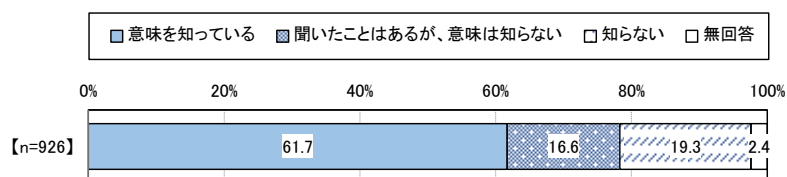


（7）性的少数者について

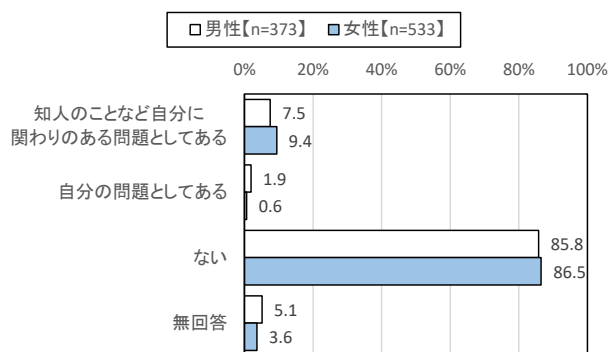
「性的少数者、LGBT」という言葉について、6割が「意味を知っている」と回答しており、認識の高さがうかがえます。

また、性的少数者について、教育や学習を通じて正しい知識を持つことが必要であり、そのための啓発活動が求められています。

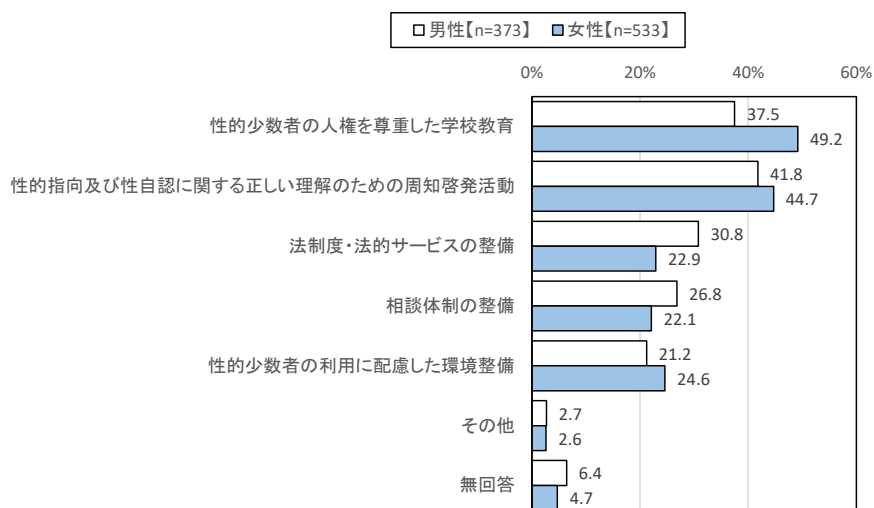
<性的少数者の認識度>



<性的少数者に対する意識>



<性的少数者の人権を守るために必要な取組>

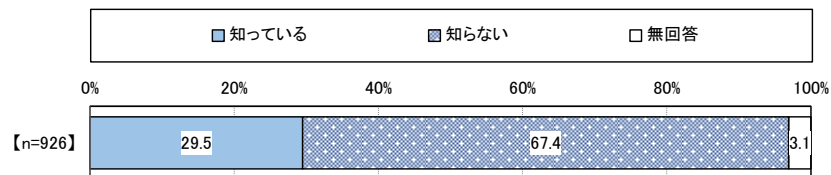


（８）男女共同参画全般について

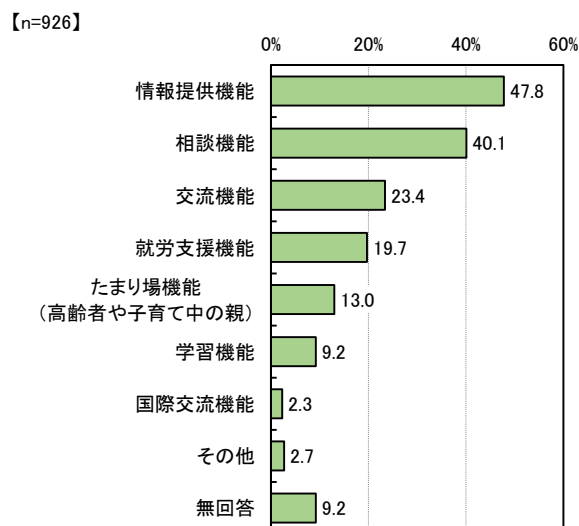
男女共同参画センターの認知度については、29.5%が「知っている」と回答しています。

男女共同参画センターに必要な機能について、「情報提供機能」が最も多く、次いで、「相談機能」、「交流機能」となっています。

＜阿見町男女共同参画センターの認知度＞



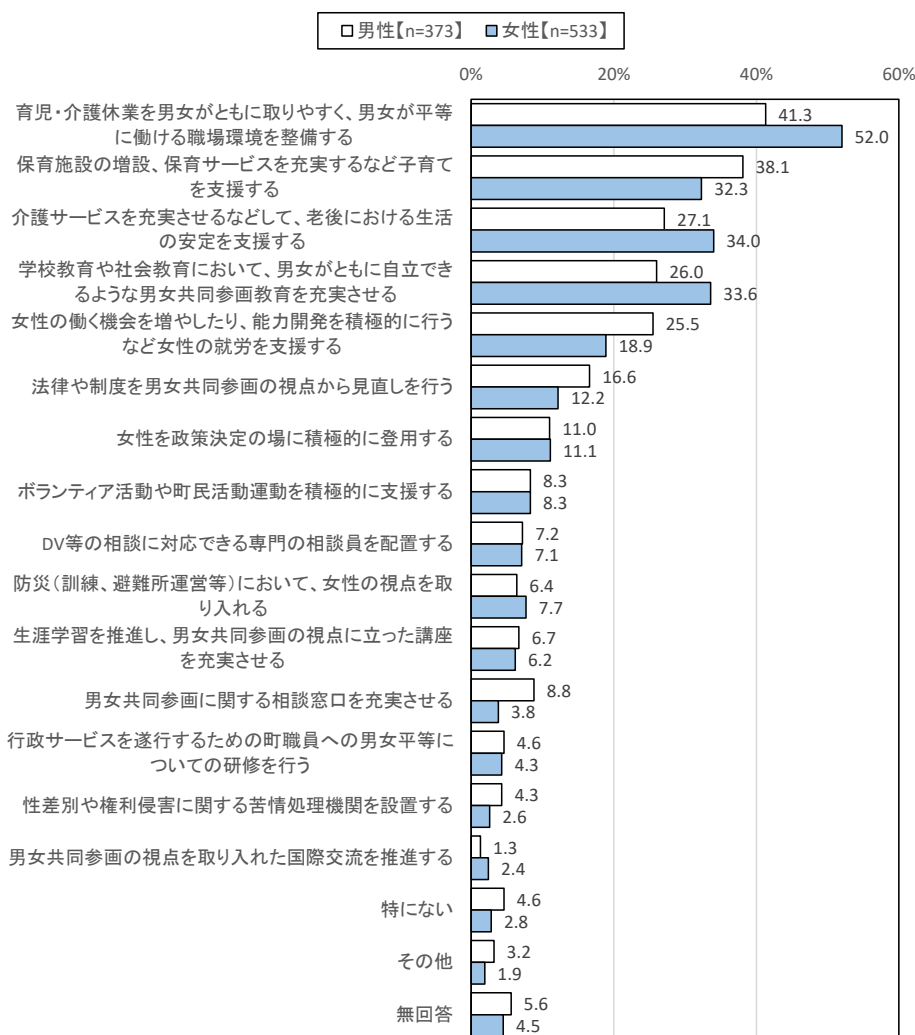
＜阿見町男女共同参画センターに必要な機能＞



男女共同参画社会を実現するために必要な行政サービスについて、「育児・介護休業が男女ともに取
りやすく、男女が平等に働ける職場環境を整備する」が最も多く、次いで、「保育施設の増設、保育サ
ービスを充実するなど子育てを支援する」、「介護サービスを充実させるなどして、老後における生活
の安定を支援する」となっています。

本町の男女共同参画社会を実現するためには、多岐にわたる取組が必要となりますが、今後も男
女共同参画に関する意識啓発とともに、保育や介護サービスの充実、仕事と家庭の両立（ワーク・
ライフ・バランス）支援、働きやすい就業環境の整備への施策が求められています。

＜男女共同参画社会を実現するために必要な行政サービス＞



3 男女共同参画に関する小・中学生意識調査からみる現状

1 調査の目的

この調査は、本町における小学生・中学生の男女共同参画に関わる意識や実態の変容を把握し、今後の男女共同参画の取組に反映させることを目的とする。

2 調査の方法及び対象者

- 町立小学校の5年生及び中学校の2年生。
- 各学校にて配布、回収。（令和元年7月中旬）
- 平成28年度から3年毎に実施することにより、小学5年生から中学2年生に進級した対象者の意識の変化もみる。

3 調査の回収状況

	配布数	回収数			回収率
		合計	男子	女子	
小学5年生	434人	421人	197人	224人	97.0%
中学2年生	380人	340人	169人	171人	89.5%
合計	814人	761人	366人	395人	93.5%

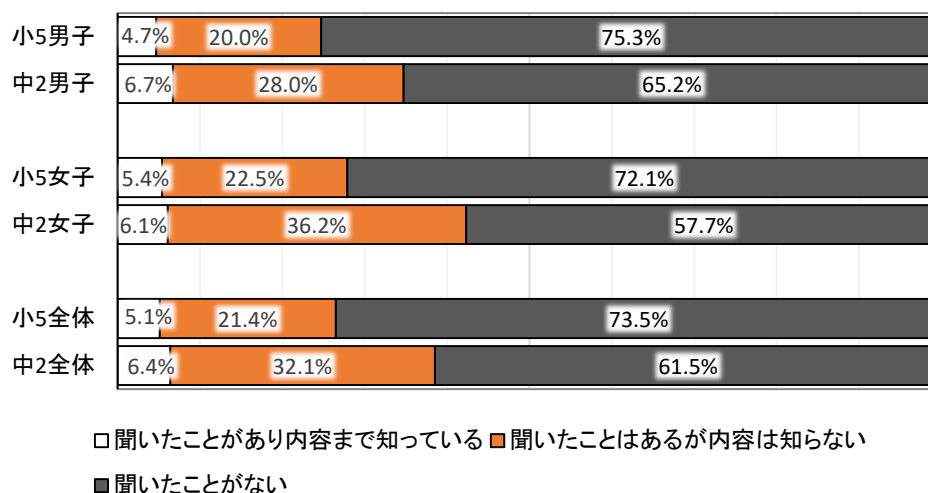
4 分析・表示について

- 回答の比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計が100.0%とならないこともあります。
- 回答者について無記入とした調査票があるため、全体の数値と男子・女子の数値の合計は一致しないものがあります。
- 調査結果の分析にあたり、令和元年度調査結果の単独分析のほか、平成28年7月に実施した調査との比較検討を行います。

5 調査結果

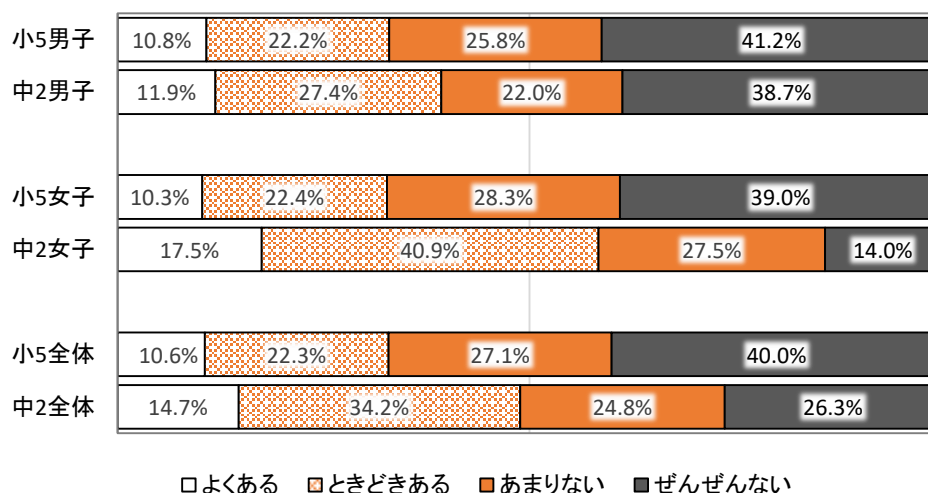
(1) 「男女共同参画社会」という言葉を聞いたことがありますか。

「聞いたことがあります内容まで知っている」と回答した割合は5%前後でした。男女平等は知っているが男女共同参画社会の認知度は低いことがうかがえます。



(2) 大人から「男らしくしなさい・男のくせに」や「女らしくしなさい・女のくせに」のように言われた（言われる）ことはありますか。

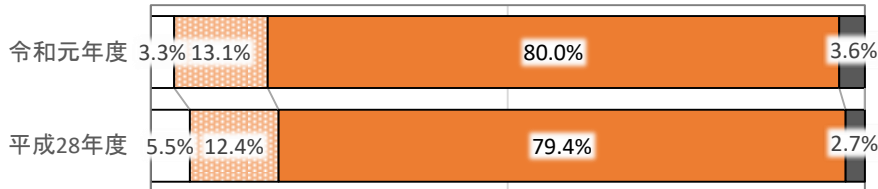
小学生と比較して、中学生のほうが「男らしく・女らしく」と言われたことがあると感じており、特に中学生女子の6割近くが「よくある」「ときどきある」と感じているようです。



（３）家の中で、食事のしたくやそうじ、洗たくのような家事は、誰がするのが一番よいと思いますか。

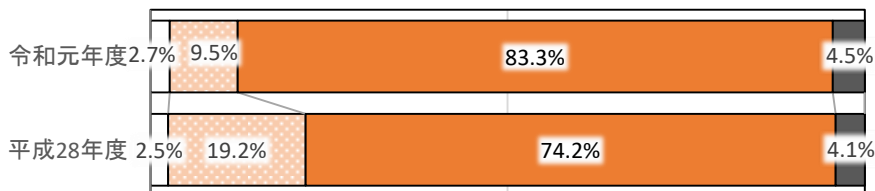
「男の人と女の人が協力してやるのがよい」と回答した割合が、平成28年度調査より増加し80%以上となっていることから、各家庭においても家事分担が定着してきていると言えます。

小学5年生



□ 男の人が主にやるのがよい
 □ 女の人が主にやるのがよい
 ■ 男の人と女の人が協力してやるのがよい
 ■ その他

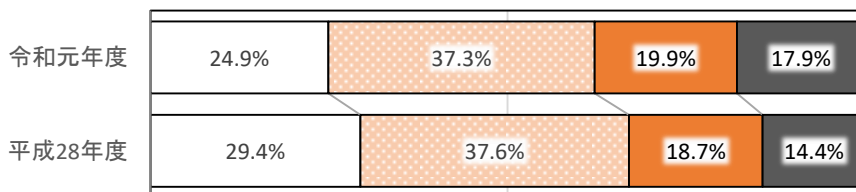
中学2年生



（４）「男は外に出て仕事をし、女は家庭を守り子育てをする」という考え方を、どう思いますか。

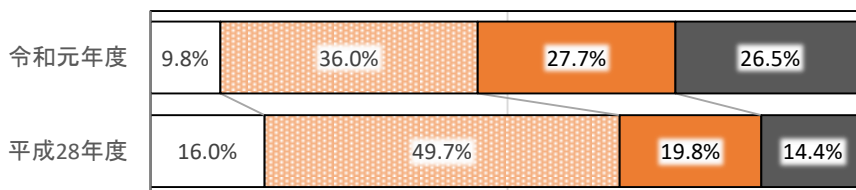
平成28年度調査と比較して「賛成」と回答した割合が減り、大きな意識の変化が見られます。男女の役割分担意識が薄れてきている結果ではないかと思われます。

小学5年生



□ 賛成
 □ どちらかといえば賛成
 ■ どちらかといえば反対
 ■ 反対

中学2年生



小・中学生に聞きました！



男子・女子といった性別に関係なく、一人ひとりの個性や能力を生かして、いろいろなことをみんなで協力し合っていく「男女共同参画社会」を実現するためにはどうしたらいいと思いますか？

男子と女子関係なくいっぱいしゃべる。
(小5 男子)

男の人は外に出て仕事をして、女の人が家庭を守り育てる。(小5 男子)

やりたいことをやればいいのじゃないでしょうか。また、その人のいいところを見つけあげればいいのじゃないでしょうか。
(小5 女子)

選挙とか男ばかり立とうほしない。
(小5 女子)

自分が得意なことをやっていて女らしいとか、男らしい言われてもいいと思う。
(小5 女子)

「男は男らしくいなさい」や「女は女らしくいなさい」というのは、やめた方がいいと思います。

みんながみんな自分の性別に満足しているというわけではないので、自分の生きたいようにすればいいと思います。(中2 女子)

いろいろな人と交流できる企画を作ってみなハッピー。(中2 男子)

自分たちの家庭から変えていく。(中2 女子)

自分の意見意志を持ち、たくさん
の人の意見を尊重しあうことが大切
だと思う。(中2 女子)

男と女が一人ずつで重い荷物を運ばなければならないとき、ひとりで持てるけど持ちたくない男と1人で持てない女だったりすると運ばなかった場合、男が怒られると思う。

できる方が我慢してできない人を助ける社会、男女の問題ではない。(中2 男子)

一人一人の個性を大切に尊重し合う。
(中2 男子)



出典：阿見町男女共同参画に関する
小・中学生意識調査報告書
(令和2年3月)

4 阿見町第3次男女共同参画プランの成果

阿見町第3次男女共同参画プランにおける施策60項目について、阿見町男女共同参画社会推進会議による事業ヒアリング結果や意見・助言などを基に以下のとおり評価しました。

令和2年度は、「B. 目標を上回る」は4項目（6.7%）、「C. 目標どおり」は36項目（60%）、「D. 目標を下回る」は17項目（28.3%）、「E. 目標値をはるかに下回る」は3項目（5%）でした。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、計画どおり実施できなかった事業が多かったこともありますが、男女共同参画が徐々に理解されてきたことから、目標達成度合いが「C. 目標どおり」に集約してきた結果であるとうかがえます。

	A 目標をはるかに上回る		B 目標を上回る		C 目標どおり		D 目標を下回る		E 目標をはるかに下回る	
年度	平成 29	令和 2	平成 29	令和 2	平成 29	令和 2	平成 29	令和 2	平成 29	令和 2
基本目標1 人権が尊重される意識づくり	2	0	18	0	1	15	0	6	0	0
基本目標2 いきいきと働き、活躍できる 職場づくり	8	0	10	2	0	7	0	7	0	2
基本目標3 個性と能力を発揮できる 地域づくり	1	0	7	2	0	3	0	2	0	1
基本目標4 だれもが安心して暮らせる まちづくり	1	0	12	0	0	11	0	2	0	0
事業合計	12	0	47	4	1	36	0	17	0	3
事業達成割合 (%)	20	0	78.3	6.7	1.7	60	0	28.3	0	5

5 阿見町第4次男女共同参画プランに向けた課題

本町の現状や意識調査等の結果を踏まえ、本町における男女共同参画に関する課題及び今後の展望を以下にまとめました。

①人権の尊重と男女共同参画意識の醸成

人権の尊重は、男女共同参画社会の形成において、その根幹をなすものであり、性別に関わらず一人の人間としてお互いの人権を尊重することが大切です。

そのようななかで、町民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という家庭における固定的な性別役割分担意識は改善傾向にある一方、男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりについては、長年にわたり人々のなかに形成された固定的な性別役割分担意識や、自身の経験、価値観からの無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しているといえます。

男女共同参画社会を形成していくためには、これらの事を町民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところからその実現を図られるよう、男女共同参画の視点から意識や慣行を見直す必要があります。そのために、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重、男女平等を推進していくための教育・学習環境が必要です。

②政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

本町では、町政に女性の意見を十分に生かしていくため、各種審議会等の委員や管理職等への女性登用推進に取り組んできました。しかし、ともに一定の上昇が見られたものの、未だ十分ではありません。町民意識調査においても、性別にかかわらず能力のある人が役職に就くべきとの意見が多数挙げられています。また、女性の“職場における「男性優遇」”の意識は依然として強く、その改善が求められています。

誰もが、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人としての能力を発揮できる機会を確保することは、男女共同参画社会を形成するうえで基盤となるものです。社会のあらゆる分野における女性の政策・方針決定過程への参画を確実に進めていくためには、各組織において、女性をはじめとする多様な人の意見を反映することの重要性を認識し、積極的に環境整備を進める必要があります。

③社会の変化に対応した男女共同参画の推進

令和2年（2020年）から続く世界規模の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出自粛や休業等により人々の生活は制限され、大きな社会不安をもたらしました。特に女性の非正規雇用者への影響は大きく、雇用形態の男女格差や家事・育児等の負担が女性に偏っていることによる問題が改めて顕在化しました。さらに、生活不安やストレスの増大等を背景として、DV等が深刻化するケースも多く、内閣府によると令和2年度（2020年度）の相談件数は、前年度の約1.6倍となりました。暴力は重大な人権侵害です。あらゆる暴力の被害は人々の認識や理解不足により家庭内や恋人間の問題として見過ごされてしまい、被害が潜在化しています。あわせて、近年では、性暴力・各種ハラスメント等についても社会的な認識が進んでおり、DV以外の暴力にも積極的に周知、啓発を進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワークやオンライン会議、在宅勤務等新たな取組を進め、働き方に対する常識を転換する大きな契機となっており、これまでの働き方改革を一層推進することが求められています。



第 3 章

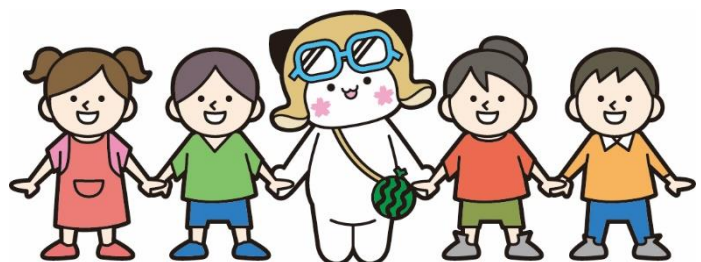
計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

お互いに認め合い、
誰もが自分らしく輝く
「幸せのまち あみ」

「男女共同参画社会基本法」を基本に置き、性別や国籍、年齢などの違いを認め合い、誰もが望む生き方を選択できる、豊かで活力ある社会を目指します。また、国連が定めたSDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会づくりを推進します。



2 基本目標と施策の方向性

本計画では基本理念の実現のため、以下の3点を基本目標の柱として総合的に推進していきます。

【基本目標1】 多様性のある社会への意識づくり

世帯の形態や家族のあり方に対する価値観は時代とともに変化し、ライフスタイルの多様化は顕著となっています。また、LGBT等の人々の人権に配慮した施策を望む声も高まりを見せています。人種、国籍や障害の有無などの外見上の違いだけでなく、価値観、ライフスタイル、性の多様性等、一人ひとりの内面的な違いを理解し、尊重することが重要となっています。

これまで進めてきた、固定的な性別役割分担意識の解消や、性別にかかわらず多様な生き方を選択できる環境づくりを引き続き推進することにより、多様性を認め合うことの必要性を市民が深く理解し、あらゆる社会の場において、ダイバーシティが実現するよう、さまざまな機会を通して意識の醸成を図ります。

- (1) 男女共同参画の促進に向けた意識の形成と浸透
- (2) 多様性の理解促進、人権の尊重

【基本目標2】 誰もがいきいきと活躍する社会の実現

人口減少社会の到来に伴い、性別にかかわらず働きたい人がやりがいをもって活躍できる社会づくりは、我が国全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

働きたい女性が、仕事と家事の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮するためには、子育て支援の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）やライフステージに対応した柔軟な働き方の導入が必要になります。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働くことができるよう、事業者等や働く世代に対し、意識の啓発を推進します。

また、社会の対等な構成員として、男女間の実質的な機会の平等が図られ、双方の視点や意思が社会のあらゆる分野に反映されていくよう、政策・方針決定過程への女性の登用を推進します。

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 働く場における男女共同参画の推進
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画推進
- (4) 一人ひとりに応じた生きがいづくり

【基本目標3】 生涯を通して、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

男女がいいきと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、ともに幸福で長生きし、生きがいを持って社会参画ができるよう、生涯を通じて心身ともに健康であることが重要であり、男女の特性に応じた健康の保持・増進体制を推進する必要があります。一人ひとりが幸せに暮らすことができるよう、医療や介護支援、障害福祉サービスの充実を図ります。

また、防災の分野でも、女性の参画を促進するとともに、被災・復興時における性差に配慮した防災・危機管理体制づくりを推進します。

性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントは深刻な社会問題となっており、特に重大な人権侵害であるDVについては当事者とならないための教育や啓発、暴力を容認しない社会認識の徹底が求められています。また、児童虐待との関連性が指摘されるなど、DVとその周りの環境を包括した支援体制が求められています。

相談窓口の周知、防止対策や被害者支援など、あらゆる暴力の根絶のための幅広い取組を通して、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、さまざまな世代に向けた教育や啓発を行い、DVや性暴力、各種ハラスメント等を許さない社会意識の醸成を図ります。また、関係機関との連携を深め、包括的、多層的なDV被害者支援を行います。

- (1) 生涯にわたる健康支援
- (2) 困難を抱える人々への包括的な支援体制の構築
- (3) 防災・防犯対策における男女共同参画の推進
- (4) あらゆる暴力の根絶

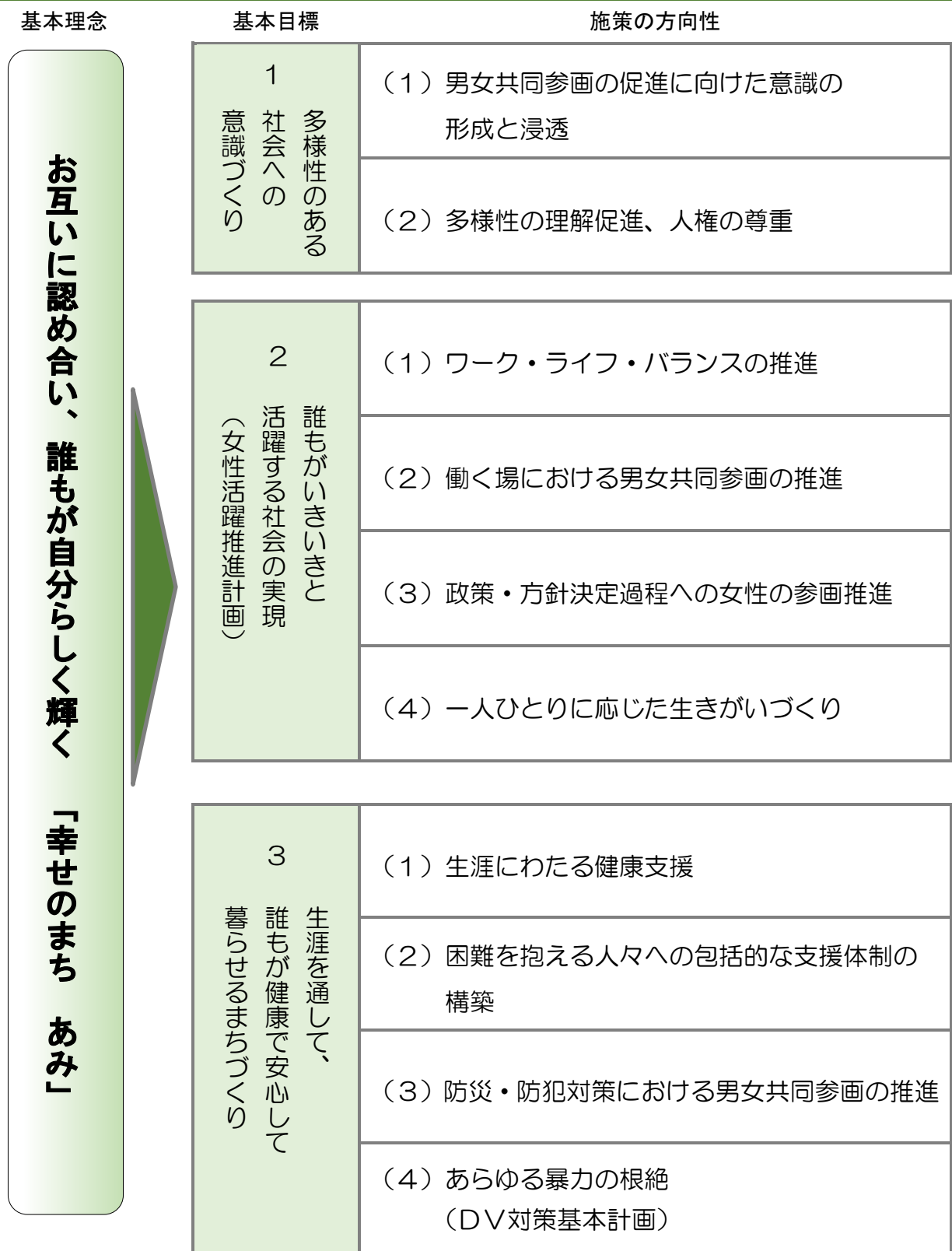
LGBTってなに？



多様な性自認及び性的指向の人々について、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、身体の性に違和感を持つ人）の頭文字をとって「LGBT」で表現することが一般的です。また、その他の表現としては、「SOGI（ソジ・ソギ）」や「LGBTQ」、「LGBTQIA」、「LGBTs」、「LGBT+」など多くの表現があります。

本計画においては、「LGBT」だけでこれらのカテゴリーに限定しない多様な性自認及び性的指向のあり方を表していると解釈し、「LGBT」と表現することとします。

3 計画の体系図



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開



【基本目標1】 多様性のある社会への意識づくり

施策の方向性（1） 男女共同参画の促進に向けた意識の形成と浸透

町民一人ひとりが男女共同参画や男女平等、ダイバーシティについての趣旨や意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、職場などにおいて、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、固定概念にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことができるよう、多様な媒体や機会を活用し、幅広い年齢層に対して身近でわかりやすい意識啓発に努めます。また、学校、家庭、地域の連携を図り、身近な場において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

No.	施策の内容	担当課等
1	男女共同参画に関する広報や啓発活動の推進 男女共同参画に関する各種情報や先進事例等を広く発信します。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発 ・講座や講演会の開催	町民活動課
2	育児への参画促進 育児にあたる大人が、積極的にかかわるようになるために、知識や技術を習得することを支援します。 ・マタニティクラス ・子育て支援センターや児童館における子育てに関する情報紙等の発行や、講習会等の開催 ・離乳食教室	健康づくり課 子ども家庭課
3	家庭教育学級と多様な生涯学習の充実 家庭教育学級に、男女共同参画に関する学習を積極的に展開します。また、生涯にわたり誰もが主体的に学べるよう、多様な学習機会等を提供します。 ・講座や講演会の開催	生涯学習課 中央公民館

No.	施策の内容	担当課等
4	学校における男女共同参画に関する教育の充実 性別にかかわらず、個性と能力が生かせる教育を充実させ、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての指導を行います。 ・男女平等の視点に立った指導の実施 ・固定的な性別役割分担意識に基づく通念・慣習等の見直し ・個性を生かす進路指導（キャリア教育の推進） ・スクールカウンセラーによる教育相談 ・職場体験学習	指導室
5	教職員の研修機会の充実 教育関係者に対し、男女共同参画に関する正しい理解の浸透を図ります。 ・研修会の実施	指導室
6	性・世代をこえた交流の促進 女性と男性、高齢者と若者が交流し、お互いのパートナーシップを深められるような機会を提供します。 ・ふれあい地区館事業 ・高齢者と子どものふれあい事業	中央公民館 高齢福祉課
7	男女共同参画センターの充実 男女共同参画社会の実現を推進するための拠点として、男女共同参画センターの充実を図ります。センター事業として、意識啓発や学習の場の提供、人材や団体の育成、相談の充実に取り組み、町民との協働・交流を推進します。	町民活動課

施策の方向性（2） 多様性の理解促進、人権の尊重

人種、国籍や障害の有無などの外見的な違いだけでなく、価値観、ライフスタイル、性的指向や性自認等、一人ひとりの内面的な違いを理解し、尊重することが重要です。性的少数者や外国にルーツを持つ人々など、さまざまな背景を抱える人々も安心して暮らせる環境の整備に取り組むとともに、理解を深めるための教育・啓発等を行います。

No.	施策の内容	担当課等
8	多様性を尊重した人権意識の啓発 人種、信条、性別、社会的身分等による、人権侵害を防止するため、人権意識の向上の啓発を図ります。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発 ・講座・講演会の開催 ・人権相談	社会福祉課 町民活動課 生涯学習課
9	LGBT等への理解促進 LGBT等に関する正しい情報により、人権への理解を深めていくための啓発を進めるなど、当事者が偏見や差別を受けることなく、自分らしく生活できるよう支援します。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発 ・講座・講演会の開催 ・パートナーシップ宣誓制度の導入の検討	社会福祉課 町民活動課 生涯学習課
10	学校におけるジェンダーやLGBT等への理解促進と相談体制の充実 児童生徒の発達段階や実態に応じて、性に関する指導を計画的に実施するとともに、教職員を対象としたLGBT等への理解促進のための研修を実施します。また、相談体制の充実を図ります。 ・思春期保健事業の推進 ・LGBT等に関する教育の推進	指導室

No.	施策の内容	担当課等
11	多文化理解の推進と国際交流の推進 国際理解講座、語学講座の開催、及び海外情報の提供や、多文化の相互理解を図る教育により、多文化理解を進めます。また、国際交流活動の充実を図ります。 ・国際理解講座や語学講座、交流の集いの開催等 ・友好都市（中国柳州市）、姉妹都市（アメリカウィスコンシン州スーペリア市）交流 ・中学生の海外派遣事業 ・国際理解教育の充実	町民活動課 指導室





【基本目標2】 誰もがいきいきと活躍する社会の実現

施策の方向性（１） ワーク・ライフ・バランスの推進

性別にかかわらず働きたい人すべてが望む働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識を醸成し、多様なライフスタイルに応じて子育てや介護、仕事、地域活動などが両立できるよう、子育て・介護サービス等の充実と情報提供に努めます。また、長時間労働の是正や育児・介護休業取得の促進などの働き方改革を進め、制度の周知と活用を促進するとともに、支援体制づくりを推進します。

No.	施策の内容	担当課等
12	育児・介護休業制度の普及・啓発のための環境づくり 事業者等へ育児・介護休業制度の普及・啓発を図ります。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発	商工観光課
13	町職員のワーク・ライフ・バランスの実践 長時間労働の是正、休暇取得推進等により、町職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを行います。 ・時間外勤務命令の上限設定 ・年次休暇の計画的な取得促進 ・男性職員の育児休業取得促進	人事課
14	働きながら子育てする人の支援 家庭生活と仕事の両立支援に向け、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図り、継続就労を支援します。 ・保育所の待機児童の解消 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・病児・病後児保育事業 ・一時保育事業 ・放課後児童健全育成事業	子ども家庭課

No.	施策の内容	担当課等
15	介護に関わる相談・支援体制の充実 各種制度やサービスに関わる情報提供、相談・支援体制の充実を図ります。 ・家族介護者教室事業 ・介護予防・生活支援サービス事業 ・包括的支援事業 ・心配ごと相談事業	高齢福祉課

施策の方向性（2） 働く場における男女共同参画の推進

すべての人がその能力を十分に発揮するために、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容について周知・啓発を図り、男女間の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業者などに働きかけ、性別にかかわらず、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。また、女性が子育て等をしてしながらも、就労の継続や再就職など多様な働き方が選択できるよう、女性の職業能力の開発・向上に対し支援等をしていきます。

No.	施策の内容	担当課等
16	関係法令や制度に関する情報提供 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容の周知を図るとともに、同一労働同一賃金をはじめとした男女平等や男女共同参画に関する理解と協力を働きかけます。	商工観光課
17	女性のための就業支援と就業情報の提供 退職した女性の再就職やこれから就職する女性などの就業支援や職業教育を実施するとともに、情報提供や講座の開催、新規開業者の支援など、女性の起業への支援をし、新しい働き方の促進を図ります。 ・就職支援イベントや相談会の開催 ・求人や職業訓練情報の提供 ・中小企業庁の認定創業スクールの開催	商工観光課
18	自営業・農業等における男女共同参画経営の推進 男女共同参画経営を推進するため、女性が家族従業員として果たしている役割の適正な評価に努めるよう、啓発推進に努めます。また、「家族経営協定」の啓発と普及に努めます。 ・農業女性団体の育成指導	農業振興課 商工観光課
19	事業者等への女性の活躍促進 様々なライフステージにある働く女性一人ひとりがその個性と能力を発揮して活躍ができるように、事業者等に対して働きかけます。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発	商工観光課

施策の方向性（3） 政策・方針決定過程への女性の参画推進

政策・方針決定の過程における男女共同参画を進めるためには、各組織を担う人たちが女性参画の必要性和メリットを理解し、積極的に環境整備を行うことが重要です。政策・方針の決定過程への女性の参画を一層推進するため、町の各種審議会等委員への積極的な起用を働きかけるとともに、自治会、PTA等の地域活動の場において、方針決定の場における女性の登用がすすむよう、地域のあらゆる場において、啓発や情報提供を行い、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、多様な人材が主体的に地域活動や社会貢献活動に参画できる環境づくりを推進します。

No.	施策の内容	担当課等
20	各種審議会等女性委員比率の向上 各種審議会等の女性委員の比率が上昇するよう、関係各課へ女性委員の積極的な登用を求めます。また、公募制の導入等、委員構成の見直しを図り、多様な人材の参画が促進される環境を整えます。	町民活動課
21	町役場管理職への女性の登用 将来指導的職員になる係長、課長補佐職に女性職員を積極的に登用する取組を通して、町役場の管理職への女性登用を適性に応じて進めます。また、能力と知識の向上を図るため職員研修を行い、人材育成を図ります。	人事課
22	自治会等における方針決定過程への女性参画の促進 自治会等における女性役員の登用について働きかけを行い、地域における方針決定の場への女性の参画を促進します。	町民活動課
23	事業者等への啓発と理解促進 町内事業者等に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）や男女共同参画に関する情報提供を行い、理解の促進を図ります。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発	商工観光課

施策の方向性（４） 一人ひとりに応じた生きがいつくり

男女が共に地域とのつながりの中で心豊かな生活を送ることができるよう、生きがいつくり、地域づくりといった様々な地域活動に、積極的に参画できる環境づくりを推進します。

No.	施策の内容	担当課等
24	社会参加の推進と生きがいつくり 様々な人が積極的に社会に参画できるよう、教養講座や趣味教室を開催し、生きがい活動を推進します。 ・講座・町民セミナーの開催 ・音楽で元気にするまちづくり事業 ・介護支援ポイント制度事業 ・シルバークラブの育成と支援	高齢福祉課 中央公民館
25	生涯スポーツ事業の推進 町民ニーズを的確に捉えながら、誰もが気軽に参加できるよう、世代に応じたスポーツ教室・講座の充実に努めます。 ・ふれあい地区館事業 ・スポーツ教室の開催	中央公民館 生涯学習課





【基本目標3】 生涯を通して、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

施策の方向性（１） 生涯にわたる健康支援

男女が互いの身体的性差を理解し、妊娠または出産などにおいて双方がより良い協力関係を保つことができるよう、ライフステージに応じた長期的、継続的かつ包括的な視点に立った健康の増進を支援し、疾病予防のための支援体制の強化を図ります。特に、女性には特有の疾病などの健康上の配慮をするとともに、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のないきめ細やかな支援をしていきます。

また、高齢になっても健康で充実した生活を送ることができるよう、社会参加の推進や生きがいづくりのための各種施策を推進します。

No.	施策の内容	担当課等
26	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援 妊娠期からの母子保健サービスの充実や関係機関との連携により、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援をより一層推進します。 ・子育て世代包括支援センター事業 ・産後ケア事業 ・各種健診、教室、助成事業の充実	健康づくり課
27	疾病予防と健康づくりの充実 健康診査について、受診の推進を図りながら、性差を踏まえた心身の健康に関する正しい知識の普及・啓発を図り生活習慣病の予防対策を推進します。 ・多様な情報発信媒体による情報提供・啓発 ・各種がん検診・特定健診・高齢者健診・人間ドック・脳ドック等の健康診査の充実 ・保健指導の充実 ・運動による健康づくりの推進	健康づくり課 国保年金課
28	こころの健康づくりの推進 ・こころの悩みに対する相談の場の充実 ・自殺対策の推進	健康づくり課 社会福祉課

施策の方向性（2） 困難を抱える人々への包括的な支援体制の構築

女性や高齢者、障害者、ひとり親家庭など、社会的に弱い立場にある人は、生活上の困難に陥りやすくなっています。また、貧困の連鎖を断ち切るため、次世代の子どもたちへの生活基盤の確立も含めた支援も重要です。様々な生活上の困難や課題を複合的に抱える人々に対して、個々の状態に合わせた支援をするとともに、情報の提供や相談体制の充実など、包括的な支援をしていきます。

No.	施策の内容	担当課等
29	相談窓口の周知と相談体制の充実 様々な問題について気軽に相談することができ、適切な福祉サービスを利用できるよう、相談窓口の周知徹底を図ります。また、支援を必要としている人の早期発見・早期対応を図るため、関係各課と連携します。	関係各課
30	生活困窮者の相談、支援体制の整備 生活保護の前段階にある複合的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め、早期自立につなげられるよう相談体制を整備します。また、生活困窮者の早期自立に向けて、関係機関と連携した包括的支援をします。 ・生活保護の実施 ・生活困窮者自立相談等支援事業	社会福祉課
31	地域活動支援センター運営事業 障害者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより職業訓練や社会訓練の場とするとともに、地域社会との交流を促進します。	社会福祉課
32	子どもの教育・学習支援 家庭環境や経済状況に左右されることなく、子どもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図るとともに、学習に意欲的に取り組める環境づくりを推進します。 ・子どもの学習支援事業	子ども家庭課 学校教育課
33	子ども家庭総合支援拠点の開設 児童・家庭総合相談窓口を発展させ、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う子ども家庭総合支援拠点を令和4年度中に開設を目指します。	子ども家庭課

施策の方向性（3） 防災・防犯対策における男女共同参画の推進

男女のニーズの違いや、多様な住民に配慮した防災意識の向上を推進し、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に取り組みます。さらに、日頃の防災活動等について、女性をはじめとする多様な住民の参画を促進し、地域の災害対応力の向上を図ります。

また、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、防犯体制の充実を図ります。

No.	施策の内容	担当課等
34	防災活動における男女共同参画の促進 防災・復興の全ての過程において、男女共同参画の視点が反映されるよう、防災会議をはじめとした会議や防災の現場において女性の参画拡大を推進します。	防災危機管理課
35	避難所運営及び避難所運営マニュアル等への男女共同参画の視点の反映 災害から受ける影響やニーズに関する性別による相違点や多様な人への配慮といった内容を避難所運営マニュアルに盛り込み、周知を図ります。また、避難所運営におけるハラスメント防止に取り組みます。	防災危機管理課
36	女性消防部の充実 女性消防団員の加入を促進するとともに、平常時より女性の視点での防災活動を推進するため、女性消防部の充実を図ります。 ・ 幼児から高齢者までを対象とした防火防災教室 ・ 各種イベントにおける防火啓発・消防団広報活動	防災危機管理課
37	防犯活動における男女共同参画の促進 青色パトロール等、地域の防犯活動における男女の参画を促進します。	生活環境課



施策の方向性（４） あらゆる暴力の根絶（DV対策基本計画）

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透・徹底させるため、被害者にも加害者にもならないために若年層を含め、幅広い世代に対して正しい知識と理解を深めるための教育、広報や啓発活動を推進します。さらに、相談窓口の周知と相談支援体制の充実を図るとともに、必要に応じて関係機関と連携して、被害者の安全確保に取り組みます。

また、職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けて、事業者等や町民に対し、継続的に啓発を図り、各種ハラスメントにおける相談窓口の周知を図ることで、働きやすい環境づくりを推進します。

No.	施策の内容	担当課等
38	DV等に関する意識啓発 多様な情報発信媒体などにより、DV等、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口に関する情報提供を行います。	町民活動課 生涯学習課
39	DV・虐待相談と被害者支援のための庁内連携及び関係機関との連携の強化 各課で実施している相談事業と連携を図り、DV・虐待被害者が相談しやすい環境の整備及び被害者の早期発見、被害の防止に努めます。被害者支援を総合的に推進するため、関係各課で情報交換を行うとともに、関係機関との緊密な連携を図ります。 ・ 絆会議の開催 ・ 要保護児童対策事業（児童虐待対策事業）	町民活動課 社会福祉課 高齢福祉課 子ども家庭課 健康づくり課 指導室 町民課
40	ハラスメント等の防止のための意識啓発と情報提供 ハラスメントに該当する行為を徹底して排除し、その防止に努めることにより、ハラスメントのない良好な職場環境の創出を目指します。さらに、町職員のハラスメントに関する意識の向上、相談体制の充実を図ります。 ・ 多様な情報発信媒体による情報提供・啓発 ・ 町役場内におけるハラスメント防止の周知徹底及びハラスメント苦情処理委員会の開催	町民活動課 商工観光課 人事課

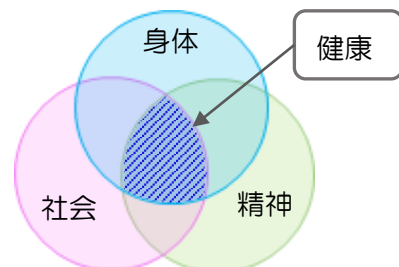
あなたは今、健康ですか？



健康と聞くと、肉体的に問題がなく、良好な状態といったイメージを持つ方が多いかもしれませんが、WHO 憲章では「健康」を以下のように定義しています。

「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。（日本 WHO 協会訳）」

つまり健康な生活は、単に身体的なものだけではなく、精神的、社会的にも良好であるという3つの条件が揃って初めて成り立つものであるということです。生きる目的を持ち、充実した生活を送ってこそ健康といえるのではないのでしょうか。



第 5 章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 町民・町民団体・事業者等との連携

町民、町民団体、事業者等、行政が、互いの自立性を尊重し、それぞれの得意分野や特徴を生かして連携し合うことにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 庁内組織の強化

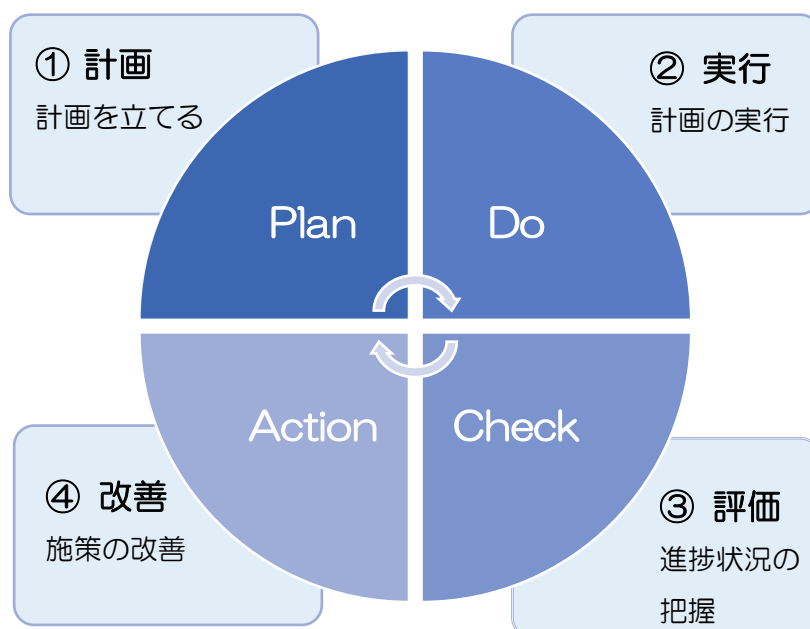
関係各課との連携の充実、各種施策の総合的な調整を行い、全庁的な施策の推進を図ります。

(3) 国・県等関係機関との連携

町の積極的な取組はもとより、国や県、近隣市町村、関係機関と連携し、情報の共有化を図ることによって本計画の効率的、効果的な推進が図れるよう努めます。

2 進行管理

本計画の着実な推進を図るため、「阿見町男女共同参画社会推進会議」において進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の目的達成に向けた実効性を確保します。



3 目標値の設定

計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標値を設定します。また、目標値は、町民、町民団体、事業者等、行政の連携・協力により達成するものです。

基本 目標	施策の 方向性	施策 番号	項 目	現状値 (令和2年)	目標値 (令和8年)	出典・ 担当課
1 多様な 意識の 社会への 意識づくり	(1)		家庭生活や子育てで男女が「平等である」と回答した人の割合	17.1%	対 R2 比増	町民意識調査 町民活動課
	(1)		地域活動において男女が「平等である」と回答した人の割合	28.6%	対 R2 比増	町民意識調査 町民活動課
	(1) (2)	1 8	男女共同参画の視点に立った講座・講演会等の開催数	1 回	7 回	町民活動課 生涯学習課 社会福祉課
	(2)	9	LGBTという言葉の意味を知っている人の割合	61.7%	対 R2 比増	町民意識調査 町民活動課
2 誰もがいきいきと活躍する 社会の実現	(1)	13	町職員が育児休業を取得した割合	男性 50% 女性 100%	100%	阿見町特定事業 主行動計画 人事課
	(1)	14	待機児童の解消	24 人	0 人	第2期阿見町子ども 子育て支援 子ども家庭課
	(2)		職場において男女が「平等である」と回答した人の割合	20.0%	対 R2 比増	町民意識調査 町民活動課
	(2)	17	就業相談・支援体制の充実 (創業支援対象者数)	35 件	44 件	阿見町創業支援 事業計画 商工観光課
	(3)	19	町の審議会等※ ¹ における女性委員の割合	33.2%	40%以上	町民活動課
	(3)	20	町職員の管理職及び課長補佐相当職の女性割合	管理職 16.3% 課長補佐 11.8%	30%以上	阿見町特定事業 主行動計画 人事課
	(3)	22	女性の区長・副区長の人数	5 人	対 R2 比増	町民意識調査 町民活動課
3 生涯を通じて 誰もが健康で安心して 暮らせるまちづくり	(1)	27	子宮頸がん、乳がん検診受診率※ ²	子宮頸がん 10.2% 乳がん 11.1%	各 18%以上	健康づくり課
	(3)	36	女性消防団員の人数	8 人	10 人	防災危機管理課
	(4)	39	DV等被害者に対する支援体制の充実（専門相談員の人数）	0 人	1 人	町民活動課

※¹「審議会等」は、地方自治法（第202条の3）に基づく付属機関としての審議会の他、条例、規則、要綱に基づき設置されている協議会、会議等。

※²子宮頸がん検診は20歳～74歳、乳がん検診は40歳～74歳を対象に受診率を算出。職場検診や個人の人間ドック等は含みません。

資料編

資料編

1 阿見町男女共同参画社会推進会議委員名簿

令和4年3月31日現在

No	委員区分	氏名	所属等	備考
1	第1号委員	川崎 友一郎	一般公募	
2		鈴木 義和	一般公募	
3		小野澤 朝子	一般公募	
4		小田桐 稔	一般公募	
5	第2号委員	小松崎 将一	茨城大学	会長
6	第3号委員	山口 道子	区長会	
7		坪田 和広	人権擁護委員	
8		秋山 美穂	校長会	
9		滝本 由香里	P T A連絡協議会	
10		佐藤 修一	企業代表	
11		大山 雪子	商工会女性部	
12		横田 信子	県防災士会	
13		遠藤 壽子	ステップ・アップAMI	副会長
14		北林 日菜	あみ・ ^{ひと} 男女・まち・ねっと	
15		小松澤 和恵	県男女共同参画推進委員	

(敬称略)

2 阿見町第4次男女共同参画プラン 用語解説

用語	解説
M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。
LGBT	Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）の頭文字をとった言葉で、性的少数者を表す総称のひとつとしても使われることがある。
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
固定的な性別役割分担意識	「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー	「文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

用語	解説
持続可能な開発のための 2030アジェンダ (持続可能な開発目標: SDG s)	平成27 (2015) 年9月に国連で採択された、平成28 (2016) 年から令和12 (2030) 年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標 (Sustainable Development Goals: SDG s) を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。
女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	女性が個性と能力を十分発揮できる社会の実現に向け、国、自治体、民間事業主の責務を定めた法律。
性自認	自分の性別をどのように認識しているか、という要素。男性だと認識している人、女性だと認識している人、男性とも女性ともいえない人、決めたくないという人など、さまざま。
性的指向	自分の恋愛や性愛の感情が、どの性別に向くか、向かないか、という要素。異性を好きになる、同性を好きになる、どちらの性も好きになる、性別で好きになる人を決めたくない、特定の誰かを好きにならないなど、さまざま。
積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

用語	解説
DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。その形態は身体的暴力（なぐる・蹴るといった行為）のほか、心理的暴力（大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為）、経済的暴力（生活費を渡さないなど経済力を奪う行為）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為）、社会的隔離暴力（交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなどの社会的に隔離する行為）など広範にわたる。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。
ハラスメント (男女共同参画・女性活躍の推進を阻害する主なハラスメントとして、右のものが挙げられます。)	<セクシュアル・ハラスメント> 相手の意に反した性的な性質の言動、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。 <パワー・ハラスメント> 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為のこと。 <マタニティ・ハラスメント> 妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。 <パタニティ・ハラスメント> パタニティ (Paternity) とは英語で「父性」を意味し、育児のために休暇や時短勤務を希望する男性に対する嫌がらせ行為や不当な扱いを行うこと。 <ケアハラスメント> 働きながら介護を行う人に対して行われる嫌がらせや行為や、不利益を与える行為のこと。

用語	解説
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
ライフステージ	出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

3 男女共同参画関連法等

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日 同第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**（男女共同参画基本計画）**

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進

に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の

形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）抄**(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄**(施行期日)**

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第一項及び第五項、第14条第三項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄**(施行期日)**

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

茨城県男女共同参画推進条例

平成 13 年 3 月 28 日条例第 1 号

前文

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則**(目的)**

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機

会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他

の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

（男女共同参画推進月間）

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。
第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（広報活動）

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

（調査研究等）

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

（男女共同参画の推進に関する教育等）

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

（市町村に対する支援等）

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

（県民等に対する支援）

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（苦情等の申出及び申出の処理体制の整備）

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

（推進体制の整備）

第 15 条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

（付属機関等における積極的改善措置）

第 16 条 県は、付属機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく付属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

（男女共同参画の状況についての報告等）

第 17 条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第 1 項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

（男女共同参画の状況等の公表）

第 18 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第 3 章 性別による権利侵害の禁止等

（平 31 条例 12・改称）

（性別による権利侵害の禁止）

第 19 条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以

下同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。）を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。

（平 31 条例 12・一部改正）

（情報提供等）

第 20 条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為の防止並びに性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いの解消を図るため、必要な情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする。

（平 31 条例 12・追加）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（茨城県行政組織条例の一部改正）

2 茨城県行政組織条例（昭和 38 年茨城県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成 31 年条例第 12 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

阿見町男女共同参画社会基本条例

平成 22 年 3 月 19 日条例第 2 号

前文

私たちのまち阿見町は、予科練の町として、命の尊さと平和への認識を深め、水と緑の豊かな自然を生かし、人と人とのぬくもりの通い合うコミュニティを創造し、活力ある町づくりを目指しています。

我が国においては、男女が協力し合う社会づくりを目指す男女共同参画社会基本法が平成 11 年に制定されて、各種の法律や制度は整えられ、女性の社会進出は確実に進みました。

阿見町においては、阿見町第 5 次総合計画に基づき、町民の意識調査や推進会議からの「提言書」を参考にして、『ともに生き、ともにつくるまち、阿見』を基本理念として男女共同参画社会形成への施策を推進するため、平成 17 年 3 月に「阿見町男女共同参画プラン」を策定しました。

この間、町民の意識は着実に向上してきましたが、社会における女性の参画や、仕事と家庭におけるお互いの協力、人としての人権をおびやかすあらゆる暴力の根絶など、さらなる取り組みが必要です。

ここに、豊かで活力ある町づくりを進めるために、男女がそれぞれの考え方や意思を尊重し、ともに支えあい、ともに責任を担い、一人ひとりが個性や能力を最大限に発揮して多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指して、町・町民・事業者が協働して取り組むことを決意し、この条例を定めます。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げ

る用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的・性的・心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (5) 事業者 町内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女が性別によって差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保され、その人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女が性別によって慣習的に固定された役割分担にとらわれることなく、社会の一員として男女がともに働きやすい環境で、自分らしい生き方を選択できるよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は事業所、地域その他の団体における方針等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 職業生活と家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス) 男女がお互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活について、家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活以外の活動に参

加できるように配慮されること。

- (5) 国際的視野での協調 男女共同参画社会の推進に向けた取り組みが、国際社会における取り組みと密接な関係を有していること及び地域における国際化の推進にかんがみ、国や県の動向だけでなく広く国際社会の動向に留意すること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、男女共同参画社会の理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、主体的に取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画社会に対する理解を深めるとともに、事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり男女が職業生活と家庭生活における活動を両立できるよう就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、生活のあらゆる場においてセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 町長は、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の推進を図るため、男女共同参画推進

に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、基本計画が策定され、又は変更されたときは、これを公表しなければならない。

(実施状況の公表)

第9条 町長は、参画推進施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(町民及び事業者に対する支援)

第10条 町は、町民及び事業者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供及び総合的な拠点施設の整備を図るものとする。

(苦情等の処理)

第11条 町民及び事業者は、男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見について、町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による事項の申し出があったときは、関係機関と連携し適切に対処するものとする。

(町における積極的改善措置)

第12条 町は、男女共同参画社会推進のため、町の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たり、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡を図るよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画社会推進会議 (設置)

第13条 男女共同参画社会の推進を円滑を図るため、阿見町男女共同参画社会推進会議（以下

「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町と協働しての参画推進施策の計画及び実施に関すること。
- (2) 基本計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) 町長の要請に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画社会の推進に関する重要事項について、調査審議をすること。
- (4) その他男女共同参画社会の推進に関すること。

(組織)

第14条 推進会議の委員は、町長が委嘱する15人以内の委員(一般公募による委員を含む。)で組織する。

2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

第15条 推進会議の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「阿見町男女共同参画プラン」は、第8条第1項に規定する基本計画とみなす。

阿見町児童虐待、障害者虐待及び 高齢者虐待並びに配偶者等からの 暴力等の防止に関する条例

平成 27 年 3 月 23 日条例第 2 号

前文

我が国の日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれているとおり、人は生まれな
がらに平等であり、ひとりの人間として尊重さ
れなければなりません。しかしながら、今なお、不
当な差別や人権侵害が存在し、特に児童虐待、障
害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの
暴力等が大きな社会問題となっています。

阿見町でも、こうした虐待や暴力等は身近に
あり、その生活や生命を脅かす可能性がある
と考えられます。こうしたことから、町民、町及び
関係機関がその責務や役割を果たしながら協力
し、解決にあたっていくことが必要です。

阿見町住民がお互いの人格と人権を尊重し合
い、支え合うことで虐待や暴力等を根絶し、安心
して笑顔で生活できることを願い、この条例を
制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、児童虐待、障害者虐待及び
高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等（以下
「虐待・暴力等」という。）を防止するとともに、
虐待・暴力等に対する取組を強化し、児童、障害
者及び高齢者並びに配偶者等を持つ者が安心して
暮らせるまちづくりを推進することを目的と
する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる
用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条各号に掲げる行為をいう。
- (2) 障害者虐待 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に掲げる行為をいう。
- (3) 高齢者虐待 高齢者虐待の防止、高齢者

の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 4 項及び第 5 項に掲げる行為をいう。

- (4) 配偶者等からの暴力等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に定める配偶者からの暴力及び婚姻には至っていないが交際関係にある者又はあった者からの同項に規定する身体に対する暴力その他配偶者等から受けるドメスティック・バイオレンスをいう。
- (5) 配偶者等 婚姻関係にある者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者並びに婚姻には至っていないが交際関係にある者及びあった者をいう。
- (6) 町民 町内に住所を有し、若しくは勤務し、若しくは在学する者又は町内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体をいう。
- (7) 関係機関 関係行政機関、保健・福祉サービス実施機関、医療関係機関その他虐待・暴力等の防止に係る機関をいう。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、虐待・暴力等について理解を深めるよう努めるとともに、次条に規定する町が行う虐待・暴力等防止等施策に協力しなければならない。

2 町民は、虐待・暴力等又は虐待・暴力等が疑われることを発見したときは、速やかに町又は関係機関に通報し、又は相談しなければならない。

3 町民は、行政区活動等を通じて地域において相互に協力し、虐待・暴力等のない安心して暮らせる地域社会づくりに努めるものとする。

(町の責務)

第 4 条 町は、虐待・暴力等防止等施策として、次に掲げる施策を行う。

- (1) 虐待・暴力等の防止に関すること。
- (2) 虐待・暴力等を受けた者（当該者が未成年者、成年被後見人等である場合は、その法定代理人等を含む。）に対する支援に関すること。
- (3) 町民が行う虐待・暴力等の防止につながる地域社会づくりに対する支援に関すること。

2 町は、町民及び関係機関と連携し、虐待・暴力等防止等施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（関係機関の責務）

第5条 関係機関は、虐待・暴力等について理解を深めるよう努めるとともに、町が行う虐待・暴力等防止等施策に協力しなければならない。

2 関係機関は、第3条第2項に規定する町民からの通報又は相談を受けたときは、速やかに町に報告等を行うものとする。この場合において、関係機関は、必要があると認めるときは、第8条第2項に規定する協議の場を設けるよう町に要請することができる。

（啓発活動）

第6条 町は、虐待・暴力等防止等施策に対する町民の意識向上を図るため、啓発活動を推進する。

（相談窓口の設置）

第7条 町は、虐待・暴力等に関する相談に応じるため、相談窓口を設置する。

2 町は、相談の内容に応じて必要があると認めるときは、関係機関と連携し、及び次条第1項又は第2項に定める協議の場を設けて対応するものとする。

（情報の共有等）

第8条 町は、虐待・暴力等に関する情報の共有及び虐待・暴力等防止等施策の充実を図るため、それぞれの虐待・暴力等を所管する部署が協議をする場を設ける。

2 町は、虐待・暴力等の解決及び被害者支援の充実を図るため、情報を共有し、及び連携する必要があると認めるときは、それぞれの虐待・暴力等を所管する部署及び関係機関が協議をする場を設ける。

（守秘義務）

第9条 町及び関係機関は、業務に関し知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

2 通報又は相談に関係した者は、正当な理由

なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（公表）

第10条 町は、毎年、虐待・暴力等の発生状況、通報や相談の状況、町の虐待・暴力等防止等施策の実施状況その他の町内における虐待・暴力等に係る状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

（条例の見直し）

第11条 町は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに又は必要に応じて、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の施行状況及び虐待・暴力等防止等施策のあり方について検討して、必要があると認められる場合には、この条例の見直しを行うものとする。

2 町は、前項の規定により条例の見直しを行うにあたっては、町民の意見を聴取しなければならない。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

阿見町 町民生活部 町民活動課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号

TEL : 029-888-1111 (代表) FAX : 029-887-9560 (代表)

Email : chokatsu-ofc@town.ami.lg.jp

URL : <http://www.town.ami.lg.jp/>
